

第百十八回国会 衆議院 文教委員会 議 録 第十一号

平成二年五月三十日(水曜日)

午前十一時四十八分開議

文教委員会調査 堀口 一郎君
室長

提出第二三三号

出席委員

委員長 船田 元君

理事 白井日出男君 理事 木村 義雄君

理事 町村 信孝君 理事 松田 岩夫君

理事 中西 續介君 理事 吉田 正雄君

理事 鍛冶 清君 理事 狩野 勝君

岩屋 毅君 左藤 恵君

小坂 憲次君 坂本 剛二君

佐田玄一郎君 福永 信彦君

塩谷 立君 増田 敏男君

真鍋 光広君 奥石 東君

村田 吉隆君 佐藤 徳雄君

佐藤 泰介君 土肥 隆一君

沢藤礼次郎君 伏屋 修治君

馬場 昇君 山原健二郎君

矢追 秀彦君

米沢 隆君

出席國務大臣

文部 大臣 保利 耕輔君

出席政府委員

文部大臣官房長 國分 正明君

文部大臣官房総務審議官 佐藤 次郎君

文部省高等教育局長 坂元 弘直君

文部省學術國際局長 川村 恒明君

文化庁次長 遠山 敦子君

委員外の出席者

法務省人権擁護局調査課長 濱 卓雄君

建設省住宅局建築指導課長 鈴木 俊夫君

委員の異動

五月三十日

辞任

岩屋 毅君

補欠選任

福永 信彦君

伏屋 修治君

同日

辞任

福永 信彦君

補欠選任

岩屋 毅君

伏屋 修治君

五月二十九日

私学助成大幅増額、高校三十五人以下学級の早期実現等に関する諸願外一件(田口健二君紹介(第一三七八号))

同外二件(田口健二君紹介(第一三九二号))

同外二件(田口健二君紹介(第一四二七号))

同(高木義明君紹介(第一四二七号))

同外二件(田口健二君紹介(第一四六七号))

同外二件(田口健二君紹介(第一四八三三号))

高校四十人学級の早期実現等に関する諸願(平田米男君紹介(第一三九一五号))

同(石田幸四郎君紹介(第一四六五五号))

三十五人学級の実現等に関する諸願(永末英一君紹介(第一四六六六号))

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

国立学校設置法の一部を改正する法律案(内閣)

○船田委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、国立学校設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。吉田正雄君。

○吉田(正)委員 衆議院では初めて質問をいたすことになりましたけれども、私の方でも思っておりますことを率直に申し上げたいと思っておりますし、また文部省当局からも、官僚的な答弁ではなくて、本心に心の通い合うようなひとつ論議を行わせていただきたいというふうに思っております。

それで、極めて時間が限られておりますので、高等教育の改革、充実に絞ってお尋ねをいたしたいというふうに思っております。

御承知のように、我が国の高等教育は戦後目覚ましい量の拡大を遂げております。文部省資料でも、平成元年五月現在、大学四百九十九校、短期大学五百八十四校、高等専門学校六十二校であり、在学者数では大学二百七万人、短期大学四十六万人、高等専門学校、これは四、五年次ですが、一万九千人で、進学率は平成元年度三六・八%となっております。

今さら高等教育の重要性を申し上げるまでもないわけでありまして、しかし大学院教育の改革、充実は、科学技術の驚異的な発展、学問研究の高度化、社会の国際化、情報化などに伴い日本がこれから国際社会の一員として名譽ある地位と信頼を得ていくために、社会的要請も踏まえた緊急不可欠の課題であります。しかしながら、我が国高等教育の現状は解決すべき多くの問題を抱えております。

時間の関係で本格的な論議はできませんけれども、これはまた馬場委員が後ほど行いますので、それに期待をいたしまして、以下、幾つかの点に絞ってお尋ねいたします。

ちょうど二十年前でありますけれども、一九七〇年一月十一日から二十四日にかけてOECD、経済協力開発機構の教育調査団が日本を訪れ、日本における教育政策及び教育計画の調査を行いました。私は、翻訳でありますけれどもその報告書を読んで、調査団が日本の教育の現状、問題点、政策を的確に把握し、しかも私たち日本人の気づかなかつた点や見落としがちなる点を含めて鋭い分析を行い、解決策も提示するのを見て、当時大きな衝撃と感激を受けたことを今でも鮮明に覚えております。

報告書の序論では、重要な三つの一般の問題点の指摘を行っておりますけれども、残念ながら、それらは今日なお本質的に解決されていないのではないかと考えられます。

その指摘の第一点では、次のように述べております。

学生が生まれながらに持つ能力を開発することよりも、選抜の方を重視することは、事実上、教育のすべての段階を通じて起こっている。

この傾向は、高等教育と大学入試制度の持つ極めて階層的な性格に大きな原因があると考えられる。どの大学に入学するか、とりわけそれが東京大学や京都大学であるか、それと他の学校であるかは、その人の人生に決定的な重要性を持つている。しかも、入学は十八歳のときに行われるたつた一度の試験によって決定されている。こうした選抜制度は、大学教育は言うまでもなく、高等教育以下の教育まで大きくゆがめている。その意味で、日本の教育の中心的な問題点の一つだと思われる。

というふうな指摘をいたしておるわけです。換言すると、このような日本の社会には、出生による階級はないが、十八歳の大学入試によって階級が発生するというふうな言っている人もおるわけですね。

この指摘が行われた一九七〇年、昭和四十五年でありました。各官庁の国家公務員上級試験合格者の採用状況を見ると、東大出身者が断然多いわけですね。八百二十六人の採用者のうち二百五十二名、三二%が東大卒であり、御三家と言われる大蔵省では三十九人中十八人、通産省三十八人中三十一人、自治省十四人中十三人と東大卒が圧倒的に多くなっております。今日でもこの傾向は、この問題は非常に大きな問題でありまして、単に学校教育だけの問題ではありません。

そういう点で、この問題を今ここで論ずるには余りにも問題が大き過ぎますので、これはさておいて、高等教育の質と量の両面の充実というのが今日の社会的要請でありますので、そういう点で大学院強化の必要性が叫ばれておりますから、そこでこの大学院、とりわけ博士課程について若干お聞きをいたします。

大臣も御承知のように、日本で博士号制度が定められたのは明治二十年であり、最初に授与された人は法学、医学、工学、文学、理学の五分野から五名ずつの二十五名で、それらの人たちは、帝国大学教授十一名を含むいわゆる大家として世間から認められていた人たちがあつたわけですね。これらの博士は、大学院の博士課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認されたものとして授与された者、いわゆる論文博士でありました。これは日本独自の制度だといふふうに思われます。この論文博士の数は、理工系・文科系別、国公私立別にそれぞれどれぐらいの人数になつておるのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思ひます。

○坂元政府委員 お答えいたします。
昭和三十三年から六十二年までの論文博士の授

与者でございますが、国立大学は五万五千二十五人、公立大学は七千八百九十四人、私立大学が二万二千六百九十人、トータルで八万五千六百九人でございます。

○吉田(正)委員 大学院設置基準の第十八条及び学位規則第五条に基づいて、いわゆる課程博士の数がどれぐらいになつておるものか、特に国立大学の博士課程の定員数と博士号授与者の数がどれぐらいになつておるものか、お聞かせ願いたいと思ひます。

○坂元政府委員 お答えいたします。
先ほどの数字との関係で、三十三年から六十二年までの累計で課程博士の授与された者の累計を申し上げます。国立大学だけで申し上げますと、四万六千六百人でございます。それを六十二年の授与で申し上げますと、国立大学だけで申し上げますと、二千四百三十四人でございまして、これは入学者に対する割合というのは六六・九%でござい

ます。
ちなみに各分野別で申し上げますと、人文系が二・四%、社会科学系が八・五%、理学部理系が七・七%、工学系が七・四%、農学系が七・九%、保健、これは主として医学部でございまして、これが八二%、教育が一三%等になつております。人文・社会科学系がかなり低い状況にあるという状況でござい

ます。
○吉田(正)委員 今の数字にも示されておりますように、大学院の博士課程を修了しながら博士号をもらえないという人たちが随分おるわけでありまして。別の調査によりますと、最近一年間に誕生する理学博士の四五%、工学博士の六〇%が論文博士である。取得者の平均年齢は、八八年度で理学系が四十歳、工学系が四十二歳。それから課程博士の場合は、両方とも大体二十九歳くらいだといふことが言われておるわけですね。

私がここで問題にいたしたいと思ひますのは、せっかく大学院、博士課程というものが設置をされたが、設置基準でいくならば、博士課程を修了した人に対しては博士課程を与えなければなら

ない、授与しなければならぬということが明確に定められておるわけですね。ところが、授与されない方が随分多い。特に文科系統に至つては、もつたないという状況になつておるわけですね。一体どこに原因があるのか、どこに問題点があるのか、そして文部省当局としてはこの大学院設置基準に基づいて、このような現状は好ましくないわけでありまして、このように法に沿つた解決を考へておいでになるのか、その点をお聞かせ願いたいと思ひます。

○坂元政府委員 確かに先生御指摘のとおりでございまして、先ほど数字で申し上げましたが、文科系の博士課程の授与件数が非常に少ない、しかもこれは特に最近御承知のとおり、留学生が非常にふえてまいりまして、我が国の文科系の博士課程に行つてもなかなか博士がもらえないというやうなことで留学生関係者からも大変不満がふえておるわけでございます。

先生御指摘のとおり、戦前の博士の概念と申します。博士は、研究実績を上げて、ある意味では研究者として完成された人に与えるというのが博士の考え方でありました。戦後の昭和二十八年に規定された新しい博士というのは、研究者として自立して研究活動を行い得る者に博士の学位を与える、言いかえれば研究者の出発点に立つた人に博士を授与する、そういうふうな博士の考え方が変わつたわけでございますが、それが非常に残念なことではござい

ますけれども、文科系の大学院ではこの新しい学位制度の考え方、十分徹底してないというのが実情でござい

ます。実際に、課程博士に必要な論文につきましても過度に高度で体系的なものを要求している大学院が非常に多く見られることも事実でござい

ます。
私も、この問題につきましましては、最終的には博士を授与する権限を持つておるものは大学院を持つて大学でござい

ますので、大学の関係者に対しては従来からも課程博士の意義を十分理解して、特に文科系については博士号を円滑に出すように

お願いも指導もしてきておりますが、必ずしも十分な状況ではございません。そういう意味で、この問題の解決というのは最終的には私は大学自身の意識改革が基本であらうかと思ひます。

ただ、大学に何らかの刺激を与える、インセンティブを与えるというやうな考え方、学位制度の見直し、これは今の学位の考え方を改めるということではござい

ませんが、例えば博士の種類などについては大学院設置基準で限定的に書かれておるわけですが、そういうものをもっと弾力化する等のことを含めまして、学位制度の見直しと改善方策につきましまして今大学審議会に検討をお願いして

いるところでござい

二〇%が修了時点で無職なんです。だから仮に博士課程をもちたとしても今度は就職先がないという状況がまた出ているわけなんです。

こういう状況というものが大学院へ進む学生の数を少なくしている、また意欲をなくしているというところで、悪循環だろうと思っております。そのことがまた大学院の質を低めているというところで、現在、もう大学院に残っている学生というのとはどちらかというと質が余りよくないのじゃないか、立派な学生というのは全部民間一流企業に就職している、またそういう状況というものに相当しているために大学院の教授の質も低下しているのじゃないかというふうなことを辛らつに言う方も最近ふえているように思われるのです。

そういう点で、これは高等教育局長もよく聞いておいてもらいたいと思うのですが、この大学院の質を高めるという観点から、学生たちの経済的に自立できる条件、研究施設の充実整備、それから大学院修了者にふさわしい職場の確保、進路の確保などについて、文部省としては、今後一体どのように考えられておるのか。文部省から出されている時報やいろいろな書類等にもいろいろなことを書かれておるのですけれども、余り具体的な内容ではない。要するに文章なんです。

だから、いつまでたってもこの問題が解決されない。このことがまた大学院教育だけでなく学部にもはね返って日本全体の高等教育の質の充実というものを、質的な向上というものを阻んでいるのではないかと思われまして、今後この質的向上を目指しての整備改善の具体策をどのように考えられていくのか、お聞かせを願いたいと思うのです。いかがでしょうか。

○坂元政府委員 最初に、大学院の学生の処遇と申しますか生活費等の確保の問題でございますが、この問題につきましては、確かに先生も御指摘のように、日本育英会をやっております育英奨学事業も本年度は大学院を中心に貸与人員を増やしたけれども、最終的に増やしたし

た結果、大学院の育英奨学資金を貸与しているパーセンテージというのは大体四二%程度でございます。必ずしも十分な貸与数ではないと私も考えてはおります。

この点につきましては、今後とも育英奨学対象人員等をあやすことについては私も大学院を中心に鋭意努力をしてみたいと考えておりますが、育英奨学資金だけでは生活費まで含めて大学院の学生がやっていると金額ではございせん。そういう意味で、例えば日本学術振興会が大学院の院生も対象にするフェローシップ制度を設けて、これは千人でございますが、その千人の枠の中で優秀な大学院の学生に対してはかなりの額の資金と研究費を別途与えておりますが、これも枠の関係から必ずしも十分じゃございせん。今後とも拡充していかねばならない問題だと思っております。

それと、さらにそういうことではなくて、テイーチングアシスタントというような形で大学院の例えはドクターコースの学生を使っていく、そしてその人に対して給与をペイするというような仕組みについて今後検討し、考えていかなければいけないだろうと私も思っております。これにつきましては、現在、大学審議会での仕組み、あり方等について御検討をお願いしているところでございまして、この検討結果を待って対処してまいりたいと考えております。

第二点の施設設備の充実整備の問題でございますが、これもまさに先生御指摘のとおりでございます。大学院の施設設備が必ずしも十分とは私どもも思っておりません。これにつきましては、国公私立を通じて、国立についてはもちろん国で全額やるのですが、私立、公立につきましては補助金として大学院最先端設備整備補助金というものを年々拡充してまいりまして補助金をしていくわけでありまして、この点につきましても今後とも努力をしていきたいと考えております。

それから職の確保の問題でございますが、これは大学院を出て研究者になるのかあるいは民間企

業体で勤めるのかという点でございますが、大学教官あるいは研究者になるという点につきましては、現在どちらかというと大学規模を国公立と必要というものはあるのではないかと思っておりますが、民間企業体の採用ということになります。民間企業体の方にイニシアチブがあるものですが、果たして現在の大学院博士課程卒業生が民間企業体にとって魅力のある人材として養成されて育っているかどうかというような問題もございまして、なかなか、民間企業体によつては修士課程ならばぜひ採用したいが博士課程はどうもというようなところも従来はあったようでございますが、最近では情報関係を中心にしてかなり民間企業体でも博士あるいは博士課程を修了した人を採用するということがふえつつあるようでございますが、必ずしも全部の人が希望するよう就職できるような状況にはないということも事実でございます。

○吉田(正)委員 今の局長の答弁、これから本場に充実に向けて努力をしていただきたいと思うのです。例えば研究費一つを見ますと、これは昨年度の元年度版の科学技術白書なんですけれども、研究費は大学研究機関では一人当たり九百七十四万円、これに対して民間の研究機関の場合には二十四百九十万円、研究費一つとっても大学院と大学と民間では格段の差があるわけです。したがって、本場に研究を望む人々にとっては大学は余り魅力がない、大学院は余り魅力がない、民間へ行こうという傾向がこしばしばずっと続いてきていると思われまして、大臣、今度はまた予算編成に当たってはこの辺の実情も十分御配慮いただいて、ひとつ予算について御努力をいただきたいと思っております。

次に直接この法案と関連をしてお伺いしたいと思うのですけれども、今も申し上げましたように、大学、大学院の急激な量的拡大に対して研究、実験の施設設備、教授陣がこれに追いつかない。このことが教育の質的低下を来しておるとい

う多くの指摘は妥当ではないかと私は思っております。

そこで、この法案の中にも出てまいります東京工大の場合、生命関係の理工学部、それぞれ分かれておつたものを一本化して新しい学部を設置をするということなんですけれども、現在行われている状況、それから法案が成立した後、それがどのように変わるのか。単に現にあるものを、学部が二つに分かれておつたものを一つの学部にとめたというだけなのか。これは研究、実験を含めた施設設備、それから教授陣、教育内容その他についてどのように整備をされるのか、改善をされるのか、具体的にお知らせ願いたいと思うのです。

○坂元政府委員 この生命理工学部設置構想につきましては、東京工業大学では昭和五十八年一月から全学的な検討を進めてまいりました。その結果、とりあえずということで昭和六十一年度に既存の関連講座等を再編いたしました。理工学部に生命理工学部、工学部に生物理工学部を設置いたしました。さらに二年置きました昭和六十三年度に理工学部に生体機構学、工学部に生体分子理工学をそれぞれ設置いたしました。その後引き続き教育研究体制のあり方等について鋭意検討を重ねた結果、この四つの学部を一つにまとめた一つの学部として教育研究を行った方がより効率的な教育研究ができるだろうということで生命理工学部として発足をお願いしているところでございます。

したがって、生命理工学部は設備、教授陣につきましては既設の四学部のものを引き継ぐこととなりますが、施設につきましては、現在、工学部、理学部がそれぞれ大岡山地区にございまして、大岡山地区で授業を行っておりますが、新しくこの生命理工学部の新設をお認めいただければ、長津田地区に一体的に施設を整備してそこで授業を行うという計画を持っております。これによりまして従来の二学部体制下で実現が困難でありました一体的な運用が可能となるため、教育面ではこの生命理工学部の共通講義科目を設定でき

る、あるいは担当教官の調整等カリキュラムの編成が容易になるということと同時に、研究面では理学的分野と工学的分野の交流が円滑化され、また研究の効率化が図られるというふうに私ども期待をしているところでございます。

なお教員につきましては、ちょうど昭和六十三年度に理学部に生体機構学科、工学部に生体分子工学科をそれぞれ設置いたしましたというふうに先ほど申し上げましたが、教員の整備につきましては、学年進行で国立大学の場合は整備してまいりますので、昭和六十三年、平成元年、平成二年、平成三年というふうに四年間の学年進行に伴って教員を整備する予定にしております。来年度、平成三年度は教官については九人増、技術職員等その他職員につきましては十八人の増、二十七人の増を予定しております。完成年度としますと、教官数は百人、その他職員が五十六人、トータルで百五十六人という計画になっております。今の工学部あるいは理学部にあります四つの学科の教員数とその他職員を単純に足しますと百二十九人でございますが、新しく学部が認められ、平成三年度には二十七人増の百五十六人のスタッフで教育研究を行っていくという計画になっております。

○吉田(正)委員 すべての組織というものが人によって運営をされるわけですから、そういう点で特に教育の場合、教師というものが大きな役割を果たすという点ではどなたも御異論がないのじゃないかというふうに私は思います。

先般たまたまテレビを見ておりましたらキューリー夫人の伝記が出てまいりました、これも随分前に私は見たのですが、また感激を新たにしまして最後までずっと見たわけでありましてけれども、あそこには本当に真理を追求していく研究者、学者、そして教師と生徒という関係がよく描かれておったわけでありまして、こうでなければいけないという感じを強く持ったわけですね。

日本でも湯川秀樹博士あるいは朝永振一郎博士等非常にすぐれた学者であり研究者であり、そし

てまた教育者としても本当にすばらしい方がおおいになったわけでありまして、この両先生の門下生と言われる人たちがその後の日本の物理学を背負って立つすばらしい学者あるいは教育者として育つていったということはどなたもお認めになると思うのです。

そこで私は、時間がありませんから、ひとつ具体的に現在の大学の現実に触れながらお尋ねをしてまいりたいというふうに思っております。実は、四月の朝日新聞で筑波大学の教授人事をめぐってのごたごたが報道をされておったわけでありまして、筑波大学についての評価はいろいろあるうかと思うのですが、私も幾つかの大学の先生方にお会いして現在の高等教育の現状あるいは問題点等について話をいろいろお聞きもしました。また、筑波大学についても当該大学の先生あるいはほかの大学の先生の筑波大学観等もお聞きをいたしたわけですね。

筑波大学は新構想大学として国際A級をねらったというふうなことで、当初はすばらしい構想を持って出発したわけなんですけれども、しかし現状を見ると、これはすばらしいと評価をされる方もあると思いますが、また、筑波大学というのは失敗したんじゃないのか、特に他の大学の皆さんが外から見ると、どうもあれは成功とは言いがたいのではないかとというふうな評価をされている先生方が私の聞く限りでは何か多いような感じがいたすわけですね。

一体、何でそういうふうな批判が出てきたのかというところなんですけれども、私が聞いている限りでは、筑波大学はいわゆる管理統制というものが強まったんじゃないか。大学の自治であるとかあるいは学問の自由、研究の自由、そういうものがだんだん薄れてきてしまっているのではないか。活気がなくなってきた。巧妙に管理され封じ込められたために、学生も若者らしい活気が失われつつある。陰気な大学になりつつあるのではないか。また、学問的にすぐれた教官あるいは良心的な教官が現在の大学の現状に嫌気が差して転出を

していくことが最近非常にふえておることという事も聞いておるわけですね。

講座制を廃止された筑波大学、講座制がいいのか、あるいは学系とか学類、学群というふうな学制の方向に持っていくのがいいのか、いろいろな長一短があると思うのですけれども、そういう点で、筑波大学の場合には講座制を廃止した大学であるわけですね。

その際、私が気をつけなければいけないと思いますのは、学類とか学系の規模が適正規模でない、余りにも小さい規模になると、俗に言うボス教授によってそれが支配されていくという危険性を持っているのではないかと。今筑波大学はそれに直面をしておるのではないかとというふうな感じがするのですけれども、この筑波大学の現状をどのようにとらえておいでになるのか。

例えば一つの学系の教授の規模がどの程度であるのか、あるいは生徒数などの程度であるのか、その辺、ちょっとお聞かせ願いたいと思うのです。

○坂元政府委員 先生御指摘のとおり、筑波大学では学部という組織をつくりませんで学群という別の組織を設けまして、これは教育指導上の組織としては学群として、これらの学群の教育に当たるとしては学系として、これらの学群の専門分野に応じて編制する学系二十六学系が設けられておりますが、そういう組織にしたわけでございます。

このねらいは、従来の学部が特定の専門分野において教育と研究の両者を実施するという組織でございまして、ともすれば教育の範囲や内容が研究に引きずられるという傾向がございまして、幅の広い教育を弾力的に行うために制約があるというところで、それを改善するためにこういう制度が導入されたわけでございます。

先生御指摘の学系の人数でございますが、大体多いところで教授の数で申し上げまして三十七人、助教等入れますと八十七人というふうな、八十九人というところもございまして、そういう組織と、一番小さなところで教授の組織、教授、

助教等を含めまして二十二二人、そういうものでございまして、二十二二人という学系の教官組織から八十九人の学系の組織まで、その間に大体散らばっておるという状況でございます。

○吉田(正)委員 非常に複雑な仕組みになっているんじゃないかなという感じもするのですけれども、学系、学類、学群あるいは研究センター等、組織といったらいいのかわからないのが非常に細分化をされておるんじゃないか。そのためにまた役職者の数が非常にふえている。役職者がふえるということとは、つまり細分化ですから、その役職者の意向によってどうにでも運営されていくというようにどうも随分嫌いだというのがすべて実権を握っていく、最終的に人事権まで一部の人間たちによって牛耳られていくというのが出てくるんじゃないかと思うのです。現に出たわけなんです。社会科学系の教授の任命をめぐってそういう問題が出てきたということなので、この人事任命をめぐって文部省としてはどのように現状を把握されておるのか、またこれからその解決に向けてどのように取り組んでいかれようとしているのか、ちょっとお尋ねをいたします。

○國分政府委員 筑波大学の社会科学系のうちの経済学専攻の教授につきまして、先ほど朝日新聞を御引用になってお尋ねがあったわけでございます。

若干実情を申し上げますと、筑波大学におきましては、昭和六十一年四月に一人退職されました。それからまた、六十一年三月末に定年で一人退職されました。また、平成元年三月末に退職されたというところで三人の欠員ができたわけでございますが、さらにその後、定員措置が、平成元年九月に定員の配当がなされました。現在のところ教授で四人が欠員状態というふうな状況になっております。

もちろん大学の教官の人事というのは大学自治の根幹をなすわけでございますので、大学自身で解決していただくほかはないわけでございます。そし

てまた、教育研究上の必要に基づいて定員配置をされているわけですが、筑波大学に限らず、いろいろな大学でそれぞれの事情を抱えているかとは思いますが、やはり欠員が生じた場合には可及的速やかに補充するというのが教育面でもあるいは研究面でも支障が生じないゆえんでございますので、こういうような状態になっているということは私どもとしては大変遺憾に存じておるわけでございます。

今後の見通しでございますが、現在学内で内部の系統を終えまして、四名のうち三名につきましてはこの六月一日、間もなくでございますが、補充するという予定になっております。また、あと的一名につきましては六月中旬に補充するということで、間もなくこの四名の欠員状態は解消するという状況になっております。

○吉田(正)委員 私の方でいろいろお聞きをした内容があるのです。きょう残念ながら非常に時間がないものですから、この問題だけ論議をやつても二、三時間、具体的事実等も確認をしながらということになりますと、二、三時間はあつという間にかかってしまうのです。

そこで、またの機会に譲ることにしまして、これはもう大学当局も承知をいたしておる内容ですから、これを大臣、それから官房長、よく聞いていただいて、今後の解決に資していただきたいと思ふのです。あえて名前は言いませんが、もう文部省でも御存じだろうと思ふのですけれども、この関係教授、しかも専攻教授です、この専攻教授が筑波大学人事委員長、人事責任者に文書を提出しておるのです。これがことしの四月十六日に提出をいたしております。

この提出をされた文書に今度の一連の人事の背景、原因等が書かれておるというふうに私は思いますが、これを読んで、今後の善処方を望みたいというふうに思ふのです。

今回の経済学教授人事(四ポスト)のうち理論経済学と財政・金融論は問題はない。「社会政策」と「経済政策」の二ポストの候補者は研究

業績の水準が低く、「専攻自主の原則」にもとづき経済学専攻での教授協議会で十回に互る学問的慎重審議の結果、これが一九八八年四月から七月まで行われたわけですが、

残念ながら「不適格」という「結論」に行きついた内部の二助教授です。これは正式な専攻教授会で論議をして十回にもわたつてやつて、そしてこの二助教授については不適格だという結論が出たというのです。

そのうち一人の業績には自説か他説が紛わしい論文が多数あるという常識では考えられないケースです。ということなんです。これは名前を言うというところとまた支障も出ます。これはそういう文書が大学に出ているのですから、私、言っているのです。

その後の二年弱はこの二人の助教授を教授昇格させるための裏・表のルールを破り慣行を無視し、脅し・いやがらせ・虚偽を武器とする。凡そ常識では考えられない不正な経過です。このような不正な事例は全国の国立大学でも例がないように思えます。つまり専攻で「不適格」とされた人物を上記の手順・経過で「不適格」の「不適格」に不正に塗りかえたわけですね。

そのような事情からその人事の「手続き」には数えきれないほどの不正と誤りがあります。この二ポストのねじれ現象については全国注視の事実であり、決定を白紙に戻し学系外の場で他の「公募」応募者とともに公正かつ厳正な審査を行なうべきだと考えます。

一、「公募」という社会的公約にもかかわらず四ポスト全部が内部昇格で外部採用ゼロというのは全国注視の人事として理が立ちません。これは、ちよつと申し上げますと、紛争で今言つたような不適格といういろいろな話が出たものから、それでは公募しようということで全国から公募したのです。それで三十数人の応募者があつた。ところが、申し出の当人も含めて、専攻

の重要な教授をそこから排除してしまつて、結局応募者というのは全部だめだということをやつてしまつたのです。そして、再び内部から選考するというふうな持つていったということなんです。

学外から多数の「優秀な応募者」(三十数名)があり優秀な人々が多数にだけに三十数名の応募者のすべてより内部の人がすべて優れていてという証明はいかにしても不可能です。「学系教授協議会」が専攻に代つて人事を行なう時の前提条件は次の諸点がありました。①コア・カリキュラムの確立②公募による最優秀な人物の教授任用③専攻の教授の意見尊重。これらの事項は総てホゴとされたといつてよい状態です。従つて学系教授協議会(決定権はないとされてゐる)中心、つまりは他の専門の教授が経済学教授人事を行なうのは正当な根拠を欠いています。

一、専攻の教授は本来中心になつて人事を行なう立場なのに、「専攻自主」、「専攻中心」審査の過程でいねなく強引に「排除」された。つまり審査権を奪われた。(人事決定の本来の場である学系レベルで)そういう権限というのが一切無視をされていったということなんです。

一、経済学教授人事の「基準」は選考のさい無視された、二人の「不適格」の助教授を昇格させるために読みかえられたと推定される。ということ、この専攻の教授が大学の人事委員長、人事責任者にこうやつて正式に文書で訴えておるわけなんです。その他いろいろあることがあつたというんです。

そういうことで、本来であれば関係者を呼んで実情を聞きなり、あるいはまた大学の自治を侵害しない、介入、干渉にならない範囲で大学の実情等を調査すべきではないかというふうにも思つてゐるのですけれども、いずれにしても、大学自治の原則を守りながら、しかし国立大学という筑波大学の与えられた地位、責任、それらの重大さ

から考えますと、今の大学の運営全体にも非常に官僚主義的な管理統制、そしてそこには自主的な研究、学問、そういう雰囲気というものが失われている。私が先ほど申し上げましたように、これは内部の関係者以外の他大学の教授の先生方も筑波大学を見て、どうもよくないのじゃないかということをおっしゃつてゐる方が結構多いのです。実は、おやめになった福田前学長も現在の大学のあり方等については若干批判的なことも言われております。

そういう点で、私は大臣に関係者からも大学の実情等を十分お聞きいただいて、ひとつ善処をしていただきたいと思ふのです。この問題については大臣の御答弁でやめたいと思つております。

○保利国務大臣 先生からるる御紹介をいただきました。筑波大学の問題、よく拝聴させていただきました。

私は、やはり大学における自治というのは大変大事な問題だと思ふ。何か私どもでお手助けするということなどは、時によつては誤解を生ずることがございますから、そのところは大学の自治を尊重し、私どもは慎重に対応しなければならぬ、このように思つております。

しかしながら、人事の問題でございますから、適正かつ公正に行われるように私自身としては希望を持っております。

○吉田(正)委員 それでは次に、新潟大学の歯学部の問題について若干お尋ねいたしたいと思ふのです。

幾ら文部省で高等教育の充実、振興、整備というふうなことを言われても、大学における実態というのがその精神から甚だしく逸脱をしてゐるとか外れておるということになりますと、結局は絵にかいたもちであり、仏につくつて魂入れずというふうなことになるわけであり、今の筑波大学の問題もそうでありますし、新潟大学歯学部の問題も、私は今日の大学教育の問題点というものを浮き彫りにしておるのではないかというふうに思ふ。

新潟大学歯学部の問題と申しますのは、大臣、余り御存じないかも知れませんが、概要をちょっと申し上げますと、実は六十二年三月二十日の文教委員会での公明党の鍛冶委員からも、歯の弗素洗口の問題について質問がなされております。この弗素洗口の安全性の問題、それからまた、この実習はどういう形でやったのか、文部省の考えを鍛冶委員は伺っておいでになるのです。これに対して政府委員の阿部高等教育局長から、次の答弁がなされております。

去る二月の新聞報道で、学生を使った人体実験であつて人権侵害行為であるという申し立てがあつたという報道を見まして、私もどもびっくりして、大学当局に問い合わせをし、報告を得たわけでございますけれども、大学当局からの報告によりますと、これは歯学部の学生、将来歯科医師になろうという学生に対して、実習の一つの形としたしまして弗化物洗口法というものをやったというところでございます。これは全国的にも、特に新潟県あたりでは弗化物によって口をゆすぐというのを特に子供たちの虫歯予防でやっておるわけでございますけれども、学生にそれについての知識、技術あるいはその態度等を修得させることを目的としてやったものでございます。この洗口液がどんな味がするかといいことを学生にも味わつておいてもらいたいし、また、間違つて飲んだ場合でも命に別条のあるようなものではないということとを学生に理解させるために行ったということでございます。

もちろん、使用した弗素の量はいわゆる基準量、危険と言われる量の七分の一以下というような非常に濃度の薄いもので行つたわけでございます。昨年初めてやったわけではなくて、ここ数年ずっと行つてきているものでございます。そういう意味で、まさに学生の実習として例年行つていたものであつて、人体実験などという、弗素の影響を人体によって調べようなどというたぐいのものでは全くないということでございます。私どもとしてもこれについては特に問題はなかつたもの、こういうふうな判断をしておる次第でございます。

こういうふうな答弁がなされているのです。実は今の答弁にもいろいろ問題がございます。時間がありませんので余り詳しくは指摘できないのですが、二、三指摘をいたしますと、実習の一つの形として行つたという点についてなんですけれども、弗素洗口法で言う弗化物で口をゆすぐというものはなく、食塩水に弗化ナトリウムを混入したもの、これは弗素量として十八ミリグラムのもので飲用させたものなんです。これは、昭和五十二年に松本歯科大学で同趣旨のテストが実施された際に、弗素量十ミリグラムで中毒症状が出たのですけれども、この約二倍近い量であつて、実習と言うには大きな危険を伴うものなんです。

特に、この洗口液がどんな味がするかといいことを学生に味わつてもらうというのには許せるとしても、間違つて飲んだ場合でも命に別状のあるようなものではないということとを学生に理解させるために行つたということとは、もうこれは常識では考えられないことなんです。なぜなら、アメリカで弗素論争が話題になったのは一九五〇年代のこと、それ以来今日まで弗素の安全性について論争が続いてきており、いまだ決着がついておりません。ごく最近の、最近のこのことはことしの二月十五日のニューズウィーク、ここでこういう記事があるわけです。

この論争は終わつてはいない。それも今までの以上にPTAの不安をつのらせそうな形で、議論が蒸し返される気配だ。政府系機関の諸研究によれば、フッ素の効果は疑わしいばかりか、人体に害がないとはいへないらしい。

なかでも最も気がかりなのは、NTP（毒物調査プログラム）の調査結果だ（NTPは一九七七年以来、議会の要請でフッ素の発癌性に関する研究を進めてきた）。先ごろNTPが発表

したデータによれば、フッ素を添加した水を与えたネズミに骨肉腫（骨の癌）の発生率が異常に高かつたという。米環境保護庁（EPA）も、フッ素「灰色」説に立つメモを発表している。

という記事がこの二月十五日のニューズウィークに出ておりますし、さらに最近の四月十九日のメデイカル・トリビュン、ここでもこの問題を取り上げて、こういうふうな記事があるわけです。

フッ素がけつ歯類で骨腫瘍を起こしたとする研究が明らかにされたことから、フッ素の発癌性が大きくクローズアップされているが、プロクター・アンド・ギャンブル（P&G）社が一九八〇年代初めに行なつた未発表の研究が、実はこれを追認するものではなく、と注目を集めている。米環境保護局（EPA）は、フッ素を発癌物質と分類するかどうかの判定審査を問もなく開始することになっているが、この審議にも大きな影響を与えよう。

同じ新聞の別のページのところでこういうことも書いてあるわけです。

全国毒性学プログラム（NTP）の調査で、フッ素がけつ歯類で発癌性を示したという思いがけない結果は、各方面に衝撃を与えているが、米環境保護局（EPA）はフッ素を発癌物質と認定せざるをえなくなるだろうとみられている。そうなれば、米国で四十年間続いていた、公共水道水へのフッ素の添加は中止されることになる。

というふうないろいろな記事が出ているわけですね。

つまり、この弗素の安全性についてはいまだ決着がついていない。最近またこのように危険性を指摘するいろいろな実験結果等が発表をされ出したということなんです。

これについては、いろいろ論議がありますから、ここでやってももちろんけりつく問題ではありませんが、ただ、この点について私はひとつ文部省、大臣にもよく認識をしていただきたいと

思うのですけれども、今のこの問題に絡んで、ことし一月二十九日に新潟県弁護士会が次のような要望書というものを新潟大学歯学部に出したしております。つまり、「新潟大学歯学部の学生実習に関わる人権救済申立」に対する新潟県弁護士会の新潟大学歯学部予防歯科学教室堀井欣一氏への要望書」というものが出されておるわけです。

これについてお尋ねしますが、この要望書については御存じでしょうか。

○坂元政府委員 そのような要望書が一月に新潟大学の歯学部長あてに出されておるということは聞いております。

○吉田（正）委員 この内容を、大臣、御理解いただくために要点だけちょっと申し上げますと、これは、三百七十一人が弁護士会に人権擁護ということと申し立てをしたんです。

本申立の趣旨は、新潟大学歯学部予防歯科学教室が昭和六十二年七月、二回にわたり同学部三年生七〇数名に対し実施した「フッ素の急性毒性」に関する二重盲検法テストは、左記の事実から、学生らが拒否の自由を奪われた強制的な人体実験であるから、これを直ちに中止するとともに、ふたたびかかる違法行為を行わないよう同学部に対し、厳しく警告されたいということにある。

こういう申し立てに基づいて行つておるのです。「当会の判断」というのは、これは弁護士会からの聴取結果、その他のいろいろな文献等二十件が判断に供した資料として用いられております。「事実の認定」として

当会人権擁護委員会が、前記資料などにもとづき調査したところによれば、本件に関し以下の事実が認められる。

ということで、「本テスト実施の概要等」として1、2、3、4、5、6、7とずっと書いてありまして、「本テストの結果」としてこれも五点にわたつて書いてあります。

一回目のテストの結果は、フッ素混入液を飲用した三八名のうち、吐き気、嘔吐、五・三パーセントを中心に、腹痛、よだれ、顔色変化など種々の症状が申告され、結局六八・四二パーセントにあたる二六名の者が、何らかの症状を訴えた。

他方、偽薬を飲用した三七名の中からも一四名の者が、吐き気を中心に種々の症状を申告した。時間の関係で「判断」というところを申し上げますと、

右認定事実等をもとに、本テストが学生らの人権侵害に該当するかどうかを判断することとなるが、その際考慮すべき主要なポイントとは、飲用に供された本件フッ素量ならびに学生らに発現した種々の身体的影響についての人権侵害の程度に関する評価、本テストの目的とその相当性の有無、本テスト実施方法の適否、これら三点と思われる。以下に、順次検討の結果を述べると、

1、生理的機能障害と人権侵害

本テストの結果、多数の学生に前認定の吐き気、腹痛などの諸症状が発現している。これらは、明らかに人体の生理的機能の障害である。

当弁護士会は、まず、このような結果をもたらす行為は、その目的方法等においてこれを正当とすべき特段の事情のない限り、原則として人権侵害行為であり許されないものと考えている。

というふうな判断をいたしているわけです。その理由をまたずっと述べてありますけれども、最後の「結び」のところでもう一度述べているわけです。

当弁護士会は、このような観点に立ち、本テストを人権侵害と認めつつも、事件処理としては、これを頭書のとおり「要望」にとどめ、大学の自主的努力による本問題の解決に期待することとしたものである。

というふうな述べておるわけです。そののちと前になりますが、

但し、ことは大学における具体的な教育内容に直接関わる事柄である。大学の自治の理念に照らし、本件の如き問題は、学生を含む民主的な討議を経て、大学内において自主的に解決の筋道が見出されることが最も望ましい。

ということでは要望書に書いたということなんです。大学側の立場、教育的な立場というものを非常に配慮をしてこういう取り扱いにしたということとを述べているわけなんです。

そこで、時間もありませんので、大臣からは最後にお答えをいただきますが、法務省にお尋ねいたします。おいでになっておりますか。

以上述べましたように、弁護士会の要望は、大学の自治の理念に照らし学内において自主的解決を求めたということは今申し上げたとおりなんですけれども、人権救済の申し立てが直接法務局や人権擁護委員会等になされず、直接かかわらなかったため、弁護士会の要望書についての見解は出せぬと思えますけれども、一般論、原則論として、薬物の安全性が確認をされず、その許容基準等も明確でない場合、その使用、飲用を含めて当人の承諾なく、または拒否しがたい状況、あるいは本人の知らないうちに実験的に用いることは許されないことであり、場合によっては人権侵害のおそれがあるというふうな思われますけれども、いかがでしょうか。

○演説説明員 お答えいたします。

一般論、原則論として、人間の生体を対象として薬物の臨床実験を行う場合には、やはり被実験者といえますか被験者の自由意思により承諾を得ないで行うことは人権保護上好ましくないというふうな考えております。

○吉田(正)委員 それでは大臣にお尋ねいたします。

ただいまの問題というのは、医療機関ではなくて、大学歯学部という医療にかかわる教育機関で行われたことなんです。このような問題は学生

の教育を受ける正当な権利を一部侵害する。というのは、つまりそのテストを受けなければ単位がもらえないとか、何かそういう拒否しがたいような状況というものがこの調査結果では出ておるのですね。

そういう点で、正当な教育を受ける権利というのが侵害をされているのではないかとこのふうな思われますし、それから、この弁護士会が調査結果に基づいて人権侵害の内容だということを述べておりますが、教育的配慮で自主的解決ということも要望しているということなんです、それはまた大学当局がその問題について真剣に、慎重に今後取り組んでいく必要があるのではないかとこのように私は思っておりますけれども、ひとつ大臣のお考えをお聞かせ願いたいと思います。

○保利国務大臣 本件につきましては、大変恐縮でございますが、私自身も初めて伺いました。弁護士会からの要望書の内容等について先生から聞かせていただきました。大学の中のいわゆる自主的努力によって解決するように求めた弁護士会のその要望書、大変意味のある要望書だと思います。

しかし、基本的には大学の中の問題でございますから、また、大学当局者がどういうふうにお考えになられているかということについても私も承知をいたしておりますので、ちょっとコメントがいたしたくないのでございまして、大学からも話をよく聞いてみたい、こう思います。

○吉田(正)委員 重ねて大臣と文部当局に要請をしておきたいと思うのですけれども、弁護士会がこのように要望という形に変えた点、これは教育に対する、大学自治に対する配慮が非常に色濃くここににじんでおります。

そういう点で、大学当局がメンツであるとか今までやってきたのであるからこれは変えたいというふうななかなか態度をとるのでなくて、本当に教育的観点あるいは人権尊重という観点、教育権を保障するという観点から、この問題について前向きに検討し善処されるよう、そういういい

意味での文部省当局の大学側に対する指導といった方がいいのでしょうか、助言といった方がいいのでしょうか、そういうものを期待をいたしたいとは思っているのですが、いかがでしょうか。

○坂元政府委員 お答えいたします。

この問題につきましては、先生からニューズウィークとかメデイカル・トリビュンや何かの文献の引用もいろいろございましたが、私どもとしては、端的に申し上げますと、専門家じゃございせんので判断ができません問題で、どうしても大学側、専門家がどう考えておるかということを中心と考えざるを得ないということもございまして、かなりの大学、国立大学の全部の歯学部で弗化物の局所塗布あるいは弗化物の洗口法などを現在でも予防医学としてやっておるわけでございまして、全体としてその辺をどう考えるのかということとは専門家の判断にまたざるを得ないのではないかという感じを私自身いたしております。

いずれにしても、先生からのせっかくの御要望でございますので、また改めて大学側にこの文教委員会の席でこういう要望が強く出されたというのを伝えまして、大学側の意見をまた聞いてみたいと考えております。

○吉田(正)委員 時間が参りましたので、これでやめますけれども、この医学関係については、とにかく疑わしきものは安全性が確認されないもの等については軽々に用いるというふうなことがあってはならぬと私は思いますし、何よりも基本的な人権という観点を常に忘れてはいけないのじゃないか、私はそのことを強く要望して、私の質問を終わらせていただきます。

○船田委員長 次に、鍛冶清君。

○鍛冶委員 私は、前回委員会でも高等教育の問題について、特に大学入学定員の増加問題について御質問を申し上げましたが、その後、定員についての緩和措置が行われたようでございまして、私は大変うれしく思っております。さらに国立、公立の大学についてもいま一段の定員緩和についての臨時の措置を行っていただきますように強く御

要望を申し上げておきます。

そこで、きょうは先日の質問に関連しましてお尋ねしたいと思っておりますが、それは、一つは教員の充足の問題でございます。これは非常に厳しい状況にあるというようなこともいろいろと話が出てくるわけですが、この点の質問をずっとやるために、まず最初に平成四年度の学生急増期に向けての学生増、これはどの程度予想をしておられるのか、最初にお尋ねをいたします。

○坂元政府委員 お答えいたします。

これは全くの予想でございますが、先般、先生がたまたま御指摘になりました臨時定員増の手續の簡素化、それから増員枠の緩和というような措置を講じたので、これから私学の方から臨時定員増の御要望の申請がかなりたくさん出てくるだろうということ、それから恒常的定員増につきましても予想ができるということで、私も平成三年度入学者については臨時定員増と恒常的定員増を含まして二万人ぐらいの増員が見込まれるのではないかと、これは全く予想でございますので、それをお断りしてあえて数字を申し上げますと二万人ぐらいじゃないかなというふうに考えております。

○鑑治委員 これに対応しまして当然のことながら相当数の教員の増というものが必要になってくる、こういうふうには私は思うのでございますけれども、この教員の増ということについてはそういう学生の増に対応して人数にしてどの程度見込まれるのか、これについてお伺いをいたします。

○坂元政府委員 お答えいたします。

最近の学部・学科の入学生定員増というのは、恒常的定員について申し上げますと、どうしても社会的需要の高い分野に集中しがちでございます。そういう意味で言いますと、例えば情報関係とかそういう分野というのは教員の採用がかなりきつくなりつつあることは御指摘のとおりであろうかと思えます。

ただ、入学生定員増のうちかなりの量を占めます臨時定員増の場合は兼任の教員で対応できるとい

うことになっております。それは臨時定員というものの、臨時定員増の性格上、何年かたった場合に、臨時ですの定員を削減するわけでございますので、そこを教員を恒常的定員で埋めてしましますと、経営的に、言いかえればだぶつく、先生がだぶつくという状況になりますので、もちろん先生の首は切れないわけでございますので、それが経営を圧迫するだろうというようなことを含めまして兼任の教員でも対応できるということにしております。

それから、臨時定員増の場合は大体が一分野に限ることなくかなりの学問分野について行われているということが予想されます。それから、教員の供給源であります大学院の整備が従来に比べますとある程度進んでおるとのこと、あるいは民間からの教員登用がかなり進んでおりまして、かなりの新設大学が設置基準上要求しておる基準数よりも相当上回って申請をしてくるという状況なのでございますので、平成四年度を頂点とするあと平成三年、平成四年までは何とか先生の供給は賄えるんじゃないかなというふうに期待をしております。

先ほど博士課程卒業生数のうちドクターを取得した者はどのぐらいであるかという数字が求められましたけれども、課程博士で六十三年で大体三万六千人おるわけでございます。そういう意味で私どもとしては何とかやれるという気がしているわけでありまして。

ちなみに、どのぐらい人数が必要なのかということでございますが、これは私学だけに限って申し上げますと、恒常的な定員が一人ふえるということと計算いたしまして、工学部、経済学部というところに限って計算いたしますと、学部増、新たに作るのではなくて既存の大学が学部を新たに増設するという形で工学部、経済学部を七千人ばかり、これは二十三年部増設するという前提でございますが、工学部三学部、経済学部二十学部増設して七千人の入学生定員増を行うという場合に必要とされる専任教員数は六百四十三人でござ

います。

それから、新たに大学をつくるという形で工学部、経済学部をやはりつくるということになりまして、これは一般教育担任教員が必要となりますので、学部増よりは人数は必要とするわけですが、いずれにしても、恒常的な定員を新設大学で三千人入学生定員増をする場合に必要となる専任教員数は百八十四人、トータルで八百二十七人で、これはもうぎりぎりの数字でございますが、八百二十七人で一万人の入学生定員増が行われるという状況でございますので、先ほど申し上げました臨時定員が仮に一人、恒常的定員が仮に一人、二万人ということになりますと、千人弱ぐらいの新設大学教員ならば何とか今の供給体制で賄えるのではないかなというふうに思っております。

ただ、先ほどもお答え申し上げましたとおり、情報関係などが相当逼迫していることは事実でございます。

○鑑治委員 対応策について次にお尋ねしようと思っておたのですが、多少その内容に踏み入ってお答えがございました。何とかなるだろう、期待をしている、という気がいたします、こういうようなことが局長の御答弁の後についているわけでございますが、私は、こういう形のままでいくとやはり非常に心配だということを今お答えを聞きながら痛切に感じておるわけです。したがって、この対応についてはひとつ文部省の方にも真剣にお取り組みをいただきたい。

これは産経新聞の本年の三月の新聞に「経済時評」の中で出ておたのですが、東海大学教授の唐津先生、これは有名な方ですけれども、この見出しの表題に「深刻な理工系の教授不足」ということで、教える立場でいろいろ御苦勞なさっておられる先生が、実際に教えてみて、全体を見渡す中で教授の対応、教員の対応というものが数の面で非常に深刻になっておる。これは質の面でも論じなければならぬ問題であろうと思えますけれども、とにかく中からのそういう痛切な声が挙がっているわけでございます、これはひとつ真剣に

対応していただきたい。せっかく学生の方は入学の定員増というものを図られたとしても、これは教員が対応できなければ大変な問題になるであろう。それこそ大学の真価も問われるわけでございますから、そういう点については十分ひとつ取り扱い、また対応をしていただきたい。

特に、これも局長から御答弁もございましたが、先端分野での学部・学科増というものは非常に難しい、しかし国立公立ならば多少また無理をしても対応できるのかなというようにも思っていますけれども、私立大学になると特に優秀な教員の確保というのは困難になるんじゃないか、そういうことがあるわけでございます、ぜひそういったことを踏まえながら対応なり指導なりをしていただきたい、こういうふうに思うわけですが、この点についても一度、再度お答えをいただきたいと思えます。

○坂元政府委員 確かに先端科学技術分野、情報等の分野では、地方の私立大学に教員というのは大変確保しにくくなっておりますことは事実でございます。そういうこともございまして、先般大学設置基準を改正いたしまして、大学人じゃなくとも特に専攻分野ですぐれた知識経験を有しておる人については大学教員としての資格を与えるということにいたしました、最近の私立大学のこの種の分野の学部を増設した、あるいは大学を新設したところを見ますと、かなり民間等からの登用をしているようにございます。

そういうことも私も強く期待をしているわけでございますが、いずれにしても、先生御指摘の点については十分私も注意をして、いやくも大学教員としてたえられないような人が登用される事態にならないよう設置認可に当たっては注意をまいりたいというふうに考えております。

○鑑治委員 これまで申し上げた問題を含めて、先端科学技術の分野における人材養成のための大学、大学院の整備というものが必要であると思えます。若し局長も触れられておりましたが、今後

どのように進めていくお考えなのか、これについてお尋ねをいたします。

○保利国務大臣 情報でありますとかバイオなどの先端科学技術分野の人材養成が極めて重要だという先生の御指摘でございますが、私どもも全く同じ意見を持っております。

文部省といたしましては、そういう社会的なニーズ、私もいろいろな方々からもつといういわゆる先端科学技術分野を研究する人たちをふやしてほしいという御要請をいただいておりますが、そういうニーズにこたえまして教育体制の充実を図っていくかなければならないと思っております。大学の工学部でありますとか農学部でありますとかあるいは短期大学、高等専門学校などで学部や学科を新設することがまず第一に考えられますが、これも積極的に取り組んでまいらなければならぬと思っております。

また同時に、今回、大学院レベルにおきましても先端科学技術大学院大学の創設を初めといたしまして関連分野の研究の整備充実を図るよう努めてまいらなければならぬと思っております。さらに大学審議会の答申を受けてまして大学院制度の弾力化を図りながら研究者や技術者の養成機能の強化に努力をしてみたい、このように思っております。

さらにはまた、社会において既に御活躍になっていらっしゃる技術者や研究者の再教育というのも非常に重要な課題でございますので、私どもとしてもこれをどうしたらいのか、文部省として推進の方策について現在検討中でございます。等々いろいろな形で大学、大学院の整備を進めていかなければならないと思っておりますので、積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

○鍛冶委員 進みまして、独立大学院大学のことについてお尋ねをいたしたいと思います。

この独立大学院大学というのはどういうところにメリットがあるのか。また、デメリットもあるいはあるのではないかと思います。それはどういうところにあるというふうに認識をされておる

のか。そしてさらに、メリット・デメリットを総合してなおかつ大学院大学をつくった背景ということについて、この際、お尋ねをしておきたいと思っております。いかがでしょうか。

○坂元政府委員 大学院は、特定の学部を基礎としてその上に大学院の研究科が置かれるというのが今までの通常の形でございます。このような学部基礎を置く大学院の研究科にありましては、学生に対する基礎的な専門教育の実施に当たるといふ学部の持つ基本的な性格から、どちらかというところ確立された体系的な、系統的な学問体系に沿って学部を中心として教育研究が進められるというところになります。しかし、先端科学技術分野は学問の境界領域あるいは複合領域などいわゆる学際領域の教育研究の分野のものでありまして、その分野の需要が今日かなり高まってきたというわけでございます。

したがって、学部における専門教育の上により高度な、より専門的な事項について教育の実施を大学院で行うという場合に、従来の学部・学科の組織編制にとらわれず独自の柔軟な組織編制により研究科、専攻科を編制するというメリットがあるのではないかというふうに思っております。柔軟な教育研究体制を体系的に整備し得る、あるいは広くさまざまな分野から多様な教員、学生を集めて活発な教育研究の展開が期待できるということ、それから、学部を持ちませんので、大学院専任の教官を配置いたしますので、相当数の規模の大学院生を受け入れて教育することが容易になるというメリットがあるかと思っております。

一口に申し上げました、確立された体系的な、系統的な学問体系に沿った既成の知識修得型の分野の教育研究の展開に当たりましては、学部、学部に基礎を置く研究科の従来タイプのコースの方がやや効果的であるかなという感じがいたしますが、先端科学技術分野のような創造型の分野の教育研究の展開に当たっては特定の分野に焦点を当てた独立大学院、独立研究科の方式の方が適しているというふうに私も考えております。

ただ、学部基礎を置く大学院と比べまして、独立大学院におきましては学生の学部レベルにおける専門知識の修得にばらつきがあるということも、いろいろなところから探るわけでありまして、多様な資質を持つ学生が得られるということ、それから体系的なカリキュラムを独立大学院でつくりましてその体系的なカリキュラムに沿って教育研究指導を行えるという点ではむしろデメリットをメリットに転化できるのじゃないかというふうに私も期待しているところでございます。

○鍛冶委員 今御答弁の中にも、独立大学院大学のメリットの一つとして創造性の問題にも触れていらつしやいました。これからの日本は特に創造性が大切であるということが言われておるわけでございます。この点だけを取り上げておるわけが、独立大学院大学というのは今後相当進めていく必要があるのかなというふうには私は思っております。この独立大学院構想というのは昭和五十一年の学校教育法の一部改正で制度上設置が可能になったのであります。

それ以来約十四年経過しておりますのですけれども、私の知るところ、どうも独立した大学院大学というものは今回この法案で設立される北陸先端科学技術大学院大学を含めてたしか二校くらいだったように記憶しておるのですが、これはもう積極的に取り組んでもいいのではないかと、また今までも取り組みがちよつと甘かったかなという気もするわけですが、この点についてはいかがでしょうか。

○坂元政府委員 確かに、先生御指摘のとおり昭和五十一年度に大学院のみを置く大学を設置することができるといふことで独立大学院が設置できることが学校教育法を改正したわけでございますが、現在までの独立大学院は、国立では昭和六十三年に設置されました総合研究大学院大学、それから私立大学では新潟県にございます国際大学、この二校でございます。これと別に学部基礎を置く大学院を置かない独立の研究科というものが既設の大

学に置かれておりまして、独立研究科としては国立二十大学に二十八研究科が、それから私立の二大学に二研究科、計三十の研究科が設置されております。

独立大学院あるいは独立研究科として設置するかどうか、それぞれ教育研究の内容、性格等に応じて検討していかなければならないと思っておりますが、この場合、教育研究の必要性ということ、もう一つは、先ほど先生が御指摘になりました優秀な教官をつくる限りは確保したいという点もございまして、そういうことを含めて総合的に今後私どもとしては考えまして適切に対処してまいりたい、必要に応じて今後設置すべきものは設置してまいりたいというふうに考えております。

○鍛冶委員 今度でございます北陸先端科学技術大学院大学につきましては、先般省令改正によって特に優秀な者は学部三年から大学院を受験できるというところになったわけですが、本大学院大学についてはこの制度は活用していくという方向で考えられているのかどうか、お尋ねをいたします。

○坂元政府委員 先生も御指摘のように、昭和六十三年十二月に大学審議会から「大学院制度の弾力化について」という答申をいただきました。昨年の九月に大学院設置基準の一部を改正して、研究者としてすぐれた資質を有する者に早期から大学院教育を実施する道を開くために、大学に三年以上在学し、大学院において所定の単位をすぐれた成績をもって修得した者と認めた者に大学院への入学資格を認めたわけでございます。この大学におきまして、この大学院制度の弾力化の趣旨に沿いまして、積極的にすぐれた資質を有する大学三年修了者を、これはもちろん本人の希望がなければだめなわけですが、そういうことで応募してきた場合に積極的に受け入れるように考えてまいりたいという計画のようでございます。

○鍛冶委員 もう一つ、そのまた延長線上であります修士課程です。これは標準修業年限が二年というところになっておって、最短一年で修了

することも可能だということになっているわけですが、本大学院大学ではこの制度を積極的に活用するという方向なのかどうか、これもあわせてお尋ねをいたします。

○坂元政府委員 お答えいたします。

この大学は、できることならば社会人としては全体の入学定員の三割ぐらい、実際に社会で民間の研究等所で研究している者を受け入れたいという考えを持っていくわけですが、そういう場合には、修士課程の修業年限が標準二年であります。特にすぐれた業績を上げた学生については最短一年で修士課程に進むことができるとい先生御指摘のような措置をいたしたわけですが、この大学でもその趣旨を踏まえまして、特にすぐれた者については修士課程の修業年限を一年で博士課程に進ませるという措置も考えたいというふうに現在計画しているようでございます。

○鐵治委員 本大学院大学の主たる目的の一つは、大学院レベルでの社会人の再教育、継続教育を図る、こういうことにあります。若干今の御答弁の中にも触れられておったようでありまけれども、この点について内容はどのような形になっているのか、少し詳しくお尋ねをいたしたいと思います。

私はここに今、日経の社説を持ってきておるのですが、本年の一月七日の日経に出ておる社説でありますけれども、「今度こそ大学改革の機運を育てたい」、こういう大きなタイトルの中でいろいろと論じられておりますが、その中にこの社会人の再教育に触れた形で論じておるところがあります。これはこういうふうにあるのです。前にいろいろ書いてあるわけですが、こういうふうになります。

大学院の貧弱さは言を待たない。このところ若手、中堅社員を大学院に「留学」させる企業が増えている。従来の職場内訓練では手が届かない、長い目でみた再学習の必要性からである。ところが行き先はほとんど米国を中心とす

る外国の大学。日本の大学院は一にぎりである。

これまで理科系では大学院と企業の往復は一部であった。それでも「日本では大学院は大学でなく企業にある」と外国の研究者から言われていたことに象徴されるように、企業は主として自前で再教育してきた。

今後は事務系でも大学院などにおける社員教育の需要が強まることは目に見えている。欧米諸国のように、いったん就職してから一、二年ビジネススクールなどで学び再び仕事に戻るといった形が少しずつ普及していくだろう。経済学部とか法学部といった個別分野の学部修了証書だけではもたなくなり、さらに在来職場内の経験だけではもたなくなるからである。しかし今のわが国の大学院には、そうした需要に対応する陣容を質量ともに備えていない。

私も二、三いろいろ大学で先生に聞いてみたことがあります。私はそういう感が否めないというふうにも思っているわけですが、それにもかかわらず、本大学院大学ではこの受け入れについてこれを克服した内容のものとなつてほしい、こう思っているわけですが、この点についてお尋ねをいたします。

○坂元政府委員 先ほども申し上げましたとおり、この大学院では三割程度はとにかく社会人を少なくとも受け入れたいという構想でございますが、社会人に対して広く門戸を開放するため、しかも公平性、妥当性をも配慮しつつ、一つは入学試験において面接や調査書を中心に、原則として社会人については筆記試験は課さない方法をとるといふようなこと。それから、学期の区分に応じ入学者の選抜を弾力的に実施する。言いかえれば、年度途中でも、社会人、企業の都合等によって年度途中ならば行けるという場合は、学期の区分に応じて入学者選択を行うということ。それから、これも先ほど御説明しました大学院制度の弾力化のときにあわせて改正した点でございます。

ますが、修士課程を修めなくても学部卒業後二年以上の研究歴、民間企業の研究等所で研究しておると認められる者に對しては、大学院の判断で博士課程への入学資格を認めるということにしておりますが、この規定も積極的に活用いたしまして、さらに社会人に対する再教育であるという点を考慮しまして、すぐれた研究業績を上げた者に對しては、在学期間につきまして先ほど申し上げましたようなことを含めて短期に修了できるような道を積極的に認めていくということといたしております。

それから、教育課程の編成に当たりまして、通常の大学院は学生の研究指導については専攻分野に関する研究課題を一つ与えまして、その研究課題に沿って大学院在学中にいろいろ研究させるわけですが、この大学院では、隣接または関連分野の基礎的な概念、知識を修得させるということから、主とした研究テーマのほかに第二の副テーマも与えまして、各学生が幅広い視野を持てるように原則として複数の教官が研究指導に当たるという仕組みも考えているところでございます。

それから、責任ある指導体制のもとに、履修方法についても可能な限り弾力的な運用を行う。例えば、民間の研究所に行つて半年あるいは数カ月研究をするといった場合に、それも大学院の研究とはほぼ同じであるというふうにと認定できるならば大学院の単位として認めるといふようなことも運用上図りまして、従来、社会人の再教育として我が国の大学院が必ずしも魅力あるものになつていなかったわけですが、その点には、十分魅力あるものになるよう、この大学院大学としては努力をするということ、あるいは創意工夫していくといふふうにしていくところでございます。

○鐵治委員 参議院の質疑が始まったということ、大臣がこちらの方にお出かけのようでございますので、再開されるまで、第一回目の質問をこ

○船田委員長 午後三時三十分から委員会を再開することとし、この際、休憩いたします。

午後一時四十一分休憩

午後三時三十分開議

○船田委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。鐵治君。

○鐵治委員 先ほどに続きまして質問をさせていただきます。

引き続いて、北陸先端科学技術大学院大学のことについてお尋ねをいたしたいと思います。

臨教審答申の中で、特に第二次答申を中心にしましてあつちこつち、最終答申の中にも触れられておりますが、ポスト・ドクトラル・フェロー制度、この拡充の問題、それから助手のあり方、こういうことが触れられております。第二次答申の中ではほかにも触れられておりますけれども、こういうふうにならわれているわけですか。

大学院は、高度の専門家ならびに研究後継者育成の場として、また独創的、先駆的研究推進の場として、学術研究の振興上重要な意義をもつ。すでに述べたとおり、その充実、整備は緊要な課題である。ポスト・ドクトラル・フェロー制度については、現行の日本学術振興会特別研究員の制度を基礎にさらに拡充し、大学以外の民間を含めた研究機関においてもそれを受け入れ得るようなシステムの確立を検討する必要がある。

ポスト・ドクトラル・フェロー制度の導入とともに、助手の在り方に基本的な検討を加え、その職務内容、位置付けをより明確にし、名称を改めることを考慮する。

こういうふうに触れられているわけです。

助手については、大変悲しいことですが、やはりいつまでも身分がはっきりしない、上にも上がれないというようなことで亡くなられた方もおります。自殺された方もおりました。いろいろなこ

とがあつて、こういう問題については臨教審答申にある方向でこれはやはり早急に対応をすべきであらうと思ひます。

そういう意味で、この北陸先端科学技術大学院大学ではどのようにこの点については対応をなされようとおられるのか、お尋ねをいたします。

○坂元政府委員 ポスト・ドクトラル・フェロー制度、特に学術振興会で行つております制度につきましては、その拡充について現在学術審議会でも検討を加えておるところでございますが、その問題、あるいは先ほどお答え申し上げましたティーチングアシスタントとして大学院生を処遇するというような問題を含めまして、大学審議会が現在検討を加えているところでございます。

あわせて、今先生御指摘ございました助手のあり方等につきましてはやはり大学審議会が現在検討を加えておるところでございますが、私ども今後大学審議会の検討結果を待つて適切に対応してまいりたいというふうに考えております。この大学も恐らくその検討結果を待つて対処していくというところになるかと思ひますが、例えば先般も問題になりました後援財団等の果実をその大学院の院生のフェローシップに活用するとか、あるいは助手を含む若手研究者を積極的に登用いたしまして、既設大学の教員との人事交流を定期的に行うという運用上の確立など本大学自身の取り組みによつて可能なものについては配慮していくということにしております。

○鑑治委員 午前中の他の委員も触れられておりましたが、次に学位の授与の問題でちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

現行におきましては各大学にこの授与についてはゆだねられておるわけでございますけれども、最近には特に科学技術の進歩が激しい。私なんかも機械、いわゆる工学系の学校を出たわけでありましてけれども、もう戦時中から戦後にまたがつて出た私どもには最近のものはさっぱりわからない。

西を向いても東を向いても真つ暗やみでござんすみたいなもので、コンピューターを動かすことすらおつかなくて仕方がない、こんな状況でございまして、従来どおり直接学生の教育ないしはいろいろな人材養成に携わつておられる大学においては、また先生方は万々そういうことはないと思ひますけれども、私たちがずっと見ておりまして、この学位の授与、特に科学技術発展の中で現行のままで大学にゆだねるということだけでいいのだからかなというような心配も実は出てきておるわけでございます。

したがつて、権威ある第三者の学位授与機関の設置を検討して、そこで授与するというような形もできてきていいのではないかなというふうにも思ふわけでございますが、この点についてお尋ねをいたします。

○坂元政府委員 学位の授与権をどこに与えるかという問題でございますが、学位は學術の中心として自律的に高度の教育研究を行う大学が授与するのだというのが国際的にも原則として定着しているところでございます。したがつて、私どもとしましては、この原則を維持しつつ各大学において學術研究の進展等に対応して高度の教育研究が展開されるよう、あるいは大学院におけるその学位授与を円滑に行つていただけるようこれからも積極的にお願ひをしてみたいというふうには考えております。

なお、現在、大学審議会におきまして大学以外の教育施設において組織的、体系的な教育を受けた者や、あるいは単位累積加算制度、この前も先生の御質問にお答えしましたが、単に正規の学生ではなくて、パートタイム学生と申しますか、コース登録制あるいは科目登録制ということとまでまとつたコースの単位を修得する学生も学生として受け入れるというようなこと、履修形態の弾力化ということも現在検討しているところでございます。

短期大学を卒業してから、こういうコース登録制で何年かかかつて学問的にもまとつたある一

定の単位を修得した場合に、単位累積加算制度という制度を創設いたしました。それとの関連で、大学学部の修了者と同等の水準にあると認められた者に対して学位授与機関が学位を授与するという道を開くことも必要なのではないか。特に、これから生涯学習社会を迎えるわけでありまして、で、生涯学習についての住民の意欲をエンカレッジする意味でも必要なのではないかというような観点で現在検討を進めているところでございいます。

その検討結果を待つて、また大学とは別の学位授与機関を創設するかどうかについても適切に対応してまいりたいというふうに私ども考えております。

○鑑治委員 ここで、大学と大学院の役割について私見を交えながらちょっとお尋ねをしたいのです。

前回の質問のときも、日本の大学の全国的な配置について、またあり方について若干やりとりをやらせていただいたわけでございます。きょうは、大学審議会の中でも新しい高等教育計画が検討されておるところに聞いてはいるわけですが、これらの中で、学部と大学院の縦割りの関係について、これはひとつはっきり明確にした方がいいのではないかな、またそういう時期が来ているのではないかなというふうにも私自身は感ずるわけです。

例えば、学部はある程度自由にやらして人間形成を目指すとか、大学院を充実して高度の専門教育を目指すというふうな形、これはごくごく大ざっぱな考え方でありますけれども、そういう形の中で、もう一つ明確にはつきりさせて縦割りを作らうかという感じがするわけですが、だから私は、今の大学の学部の充実というものはなければならぬと思つております。遊びほうけるような大学生であつてはいかぬというふうには思ひますが、ある程度ゆとりがあつてもいいのじやないかな。とにかく高校時代まで、大学に入學するまではまあがちやつておりますから、大学へ

行つて少しのんびりして、それから少し大学院でがっちりやるといふような考え方も、大枠であつてもいいのかなというふうな気もするわけでございます。

明治十九年の帝国大学令を見ますと、その中では、大学は教育機能、大学院は研究機能というものをやるんだというふうに分けてちゃんと言つてあるわけですね。これも一つの考え方でございます。現在の高等教育の流れ、こういったものをずっと見てくると、そういうものも考えて、そしてこういう新しい高等教育計画の中で触れていくということも必要な時期に來ているのじやないか、私はこういうふうにも思ふわけですが、この点についてお尋ねをいたします。

○坂元政府委員 この前もお答え申し上げましたが、平成五年度以降、十八歳人口が平成四年の二百五十万から、八年間ぐらいの間に一挙に百五十万に減少いたしました。さらにその後五、六年の間に百三十万に減少するという十八歳人口急減期を迎えるわけでございます。

その急減期を迎える期間の高等教育の質的、量的整備の方向、それから今先生御指摘の地域配置の問題、學術研究の進展や社会構造、産業構造の変化に伴う新しい需要への対応、生涯学習社会への対応、さらには留學生の受け入れの問題等々、現在、平成五年度以降の高等教育計画を大学審議会が幅広く検討を進めているわけでございます。その際、今先生が御指摘になりました高等教育の役割という点も視点に入れて審議が進められていくところでございます。

先般、先生から御質問のございました大学の自己評価の問題、どういふような項目についてどういふ形で自己評価を行つていくのかという点につきましては、学部段階ではむしろ教育活動を重視するということで評価を行つていく、それから大学院レベルでは研究活動を重視するという方向で評価を行ふべきではないかと委員の先生方の意向がかなり強く議論されておるところでございます。今後御指摘の大学院教育、それから学部

教育の役割も十分考慮の上検討が進められていくものだというふうに私も考えております。

○鑑治委員 日本の学校教育の中では、やはり高等教育はしっかり改善改革をしなければならぬし、そういう時期が今来ていると思いますので、そういった私も申し上げたことも含めて、いい点はどんどん取り入れながら改善改革を進めていただきたい、こういうふうに思います。短期大学の問題についてお尋ねをいたしたいと思います。

茨城大学及び山口大学の工業短期大学部廃止について今提案されているわけですが、この趣旨についてお尋ねをいたします。

○坂元政府委員 茨城大学と山口大学の工業短期大学部、これは三年でございしますが、短期大学部を廃止いたしました四年制の夜間主コースの学部と切りかえるということでございます。近年の科学技術の進展ということを考えますと、三年制、三年間の教育ではどうも中途半端だというような意見が茨城大学、山口大学の関係者からもございすし、さらに学生も高学歴志向と申しますか、短期大学よりも四年制大学というふうな志向がございすので、そういうことを勘案いたしまして、両大学とも工業短期大学部を廃止して夜間の主コースの学部にしたところでございす。

どうせ夜間の勤労青年を考慮に入れて夜間に主として授業を行う学部にするのならば、百二十単位のうちの四分の一ぐらいは昼間の授業を受けても単位として認定する、そういう勤労青年が履修する上に非常に便宜が図れるような形で転換した方がいだろうというふうなこともございまして、夜間主コースの四年制の工学部に転換するものでございす。

○鑑治委員 私ちよつと確認しておりませんからあれですが、たしか前回も、国立の工業短期大学の廃止・転換があったような気がするのです。今後、国立の工業短期大学部については廃止・転換というものをずっと続けていく方針なのかどう

か、この点についてお尋ねをいたします。

○坂元政府委員 現在、国立の工業短期大学というのが山口大学と茨城大学を含めまして五校ございす。今回お認めいただければ三校だけが残るわけでございますが、この三校、三短期大学につきまして、それぞれの大学の検討結果が熟しまして、私どもに夜間主コースの四年制の工学部に転換したいというような御要望があれば、私どもは大学側のその検討結果に対して前向きに対応してまいりたいというふうに考えております。

○鑑治委員 今後、こういった工業短期大学だけではなくて、短期大学自体のあり方というものが非常に問われてくるかと思ひます。特に、もう私は前から再々御質問も申し上げてこれに触れてもきたわけですが、平成五年からの十八歳人口減少期には短期大学はどうなるのかというのが今非常に問題となつて、各学校は真剣にその生き残りをかけて取り組んでいるわけでございますけれども、今後の短期大学のあり方についてどういうふうな考えておられるのか。これはひとつ大臣にお尋ねをいたしたいと思います。

○保利国務大臣 まず、短期大学の現状でございますが、平成元年五月現在で五百八十四校あります。そして在学者数が四十六万人おられるわけでございますが、四十六万人のうち四十二万人が女子でございます。したがって、現在の短期大学の特色は、これは男女共学はもろんでありますけれども、九一％が女子である。これが現在の短期大学の特色かと存じます。

近年の傾向といたしましては、この短期大学に對して専門職業教育でありますとか、あるいは生涯学習をしたいというようなニーズが社会的に起こつてまいっております。このために、各大学におきましては既存学科の改組あるいは転換、あるいは生涯学習ということに備えましての公開講座の実施あるいは社会人特別入学制度の実施などに取り組んでいる短期大学が多くなつてまいりました。お尋ねの今後でございますけれども、今後は、

大きく二つのことが言えるかと思ひます。その一つは、生涯学習機関の一つの核として短期大学が果たしていく役割というものが大きくなつてくるのではないかと。特に女性の高学歴志向等もございすので、生涯学習機関の核としてこれから短期大学がその役割を果たしていくであろうということが一つ言えると思ひます。もう一つは、短期大学だけでは、二年間ではちよつと足りない、さらに四年制大学へ進みたいという希望が出てくると思ひますので、大学の三年次へ編入する枠ということについてもこれは検討していかなければならないだろう。この二つのことが今後の問題としてあり得ると思ひます。

現在、御承知のように大学審議会におきましてこうした問題について取り組んでいただいておりますが、どういった御審議をいただくか、私どもとしても関心を持って見守つてまいりたいと思つております。

○鑑治委員 次に、大学評価の問題について再度お尋ねをいたしたいと思います。この問題については前回質問も申し上げたわけですが、これに引き続いてお尋ねをいたしたいと思います。

大学での自己評価、これは先ほど局長の答弁にも自己評価のことが出てまいりましたが、今これは行うという方向になつてきているわけでありす。これをやるかやらないかというのは各大学の判断に任せるといふことになるわけでございますけれども、各大学に任したときに非常に心配が出てくる。どうも私は大学の悪口を言つたり大学の先生の悪口を盛んに言うから気が引けているのですが、悪くどう言うことは決して本意ではございせん。

むしろ立派な大学もありますし、また先生方とも数多くいろいろとおつき合ひをさせていただいておりますが、非常にまじめな先生もたくさん存じ上げておりますし、そういう先生ほど大学の今後のあり方ということについて、またそれに関連して日本の二十一世紀の問題についても真剣に考えていらつしやるわけで、頭が下がるわけです。

本当にやっているところは、文部省含めて我々も立法府としての立場でうんと応援していかなければならぬ、こういう前提に立つてのことでございますけれども、ともすればそういう自己評価ということになる、この前も申し上げたように、どうも大学の先生方は、他の御批判やら評価をなさるのはお好きなようですが、なかなか御自身のことになると嫌がられるという傾向が非常に強い。ちよつと余談ですが、この前バルセロナ大学の総長御夫妻、副学長とお会いする機会がございまして、いろいろ話したときに、率直に日本の大学でこういう傾向があるんだということでも大学の先生、教授会等の話をしましたら、総長がささず言われました。日本の大学が我々スペインの大学、バルセロナ大学のまねをしたのか、バルセロナ大学が日本の大学のまねをしたのかわかりませんが、先生方は全く同じですね、こんな話がありまして、やはり大学の運営にも総長の立場で非常に御苦労なさつておられるようでございました。

八万三千からの学生がいるんだけれども、私が一番頭を痛めているのは三千五百人の教員の方です、こんな話がありまして、やはりどの大学でも、大学改革とかいろいろものを進めていくときに、新しいものをつくり上げていくというのは、全世界苦勞しておられるんだなということ、実はそのときに私は痛感をいたしました。

我が国がそういう中でよしとする、ほかもそうだからよろしいよというわけにはいかぬわけでございます。まして、何とか大学がよくなつてもらいたい、大学院もよくなつてもらいたい。その延長線上でやはり日本が世界の中で大きく役立っていくことができるんだし、我々自体も繁栄を共有できるといふふうになるんだらうと思つております。そういう意味で再度御質問申し上げるわけですが、今申し上げましたように、各大学の判断に任せるといふと実際にはなかなか実施されないのじゃないかなという心配を非常にしているわけでございます。これについて、文部省としては

具体的に何か実際に大学が進めていくような形の対応策というようなものを考えておられるのかどうか。この点についてお尋ねをいたしたいと思ひます。

○坂元政府委員 大学教育の改善は最終的に、あるいは基本的に申し上げましょうか、まさに各大学の改善努力によって実現できるのではないかと、このように思っております。そういう意味で大学に改善のためのインセンティブを与えるというためには、大学の自己評価についても大学の自主性をまず尊重しながら実施していくことが基本的な姿勢かなというものが私どもの今の考えでございます。

大学審議会の審議概要報告におきましても、我が国の大学が大学評価について十分な経験を積んでいないという現状にかんがみまして、「大学設置基準において、各大学自身による教育研究活動についての定期的な自己評価に関する努力規定を定め、評価についての経験を重ね、定着を図っていくことを第一に考える必要がある」というふうに指摘をされているわけでございます。大学審議会におきましては、引き続き各大学の自己点検、自己評価の定着を図っていくことを含め有効、適切な評価システムの形成のための具体的な方策について検討を加えているところでございます。

私どもとしましては、御指摘のような各大学における自己評価、自己点検が的確に実施されるような方向で検討が加えられていくものと期待はいたしておりますが、やはり自己評価も初めて取り入れるわけでありまして、最初に戻って恐縮でございますけれども、大学の自主性を尊重しながらまず実施していくという姿勢が必要なのじゃないかというふうに考えているところでございます。

○鑑治委員 先ほどもちょっと読み上げた日経の社説の中にも大学評価の問題について触れておりまして、こういうふうに通じているんですね。大学評価も何らかの形で着手しなければならぬ。これまでわが国では教育の中身を点検

し、どんな形にしる序列化につながることはタブー扱いだった。しかし、ばく大な教育研究費を使い、実際にどんな活動をしているかを外部に知らさないで進む時代ではない。先進国で組織的な大学評価をしていないのは日本だけである。大学の活動を活性化するためにもぜひ必要だ。

評価の方法はとりあえず自己評価の形で始めるのが穏当だろう。その後大学の団体なり何かの機関が基準に沿って相対評価するという形に持っていけばよい。

云々とありまして、それから、次の質問がそれに入るのですが、その中で続けてこういうふうに出てあります。

英国のように「平均以下」と認定された学科には補助金をばつさり削るというような方式はわが国の教育風土にはなじまないかも知れない。ただ何でも平等、頭割りという愚平等からは脱皮すべきだろう。国立の教育研究費や私立への国庫助成金にある程度の格差をつけるのは不合理でない。

こういうふうに通評されておるわけですが、私も、何もこれの先鞭を担いでということではございませぬけれども、むしろ逆に自己評価等について今後いろいろ実施されていく中で、本当に改善に努めるためにこういったものに真摯に取り組んでやっておるといった大学については、今の社説の中にもありましたように、例えば私学助成面でも配慮する、少しこれを温かく見て差しあげるといふようなことがあってもいいのではないかな、こういうふうに通評するのですが、こういう点についてはいかがでございましょうか。

○坂元政府委員 先ほど御説明申し上げましたとおり、自己評価は、各大学がみずから教育研究活動の充実を図るために自己点検を行うという趣旨でございまして、そういうものをもとに直ちに財政面でどうかする、私学助成等について考えるというふうにはなかなかないのではないかと、思います。

ただ、先生御指摘のようなことも踏まえまして、大学審議会では、将来の問題として、自己評価が定着した場合に客観的な、大学人を中心とする第三者が行う外部評価の有効、適切なシステムの形成についても検討しているところでございます。そういう第三者評価が大学人から見て十分客観性のある、しかも自分たちの同僚が行う、同僚というのとは第三者であっても大学人が行うという評価で、大学人自身も受け入れるということことが明らかになったような段階で第三者評価を行って、それに基づいて何らかの対応をするということとはこれから先の検討課題だと思ひますが、いずれにしても、私どもとしましては大学審議会の審議結果を踏まえまして適切に対応してまいりたいというふうに考えております。

○鑑治委員 今出ました外部評価の問題で、筑波大学において教員の評価を実施することとしたというふうに通評のようですが、これは朝日新聞の今年四月の社説の中にちょっと触れられておりました。これは方向としては大変いい方向かなというふうにも思ひますが、この筑波大学における教員の評価の検討状況、その内容、これについて状況をわかればお知らせいただきたい。さらには、これに対する文部省の考え方はどういふものなのか、ひとつあわせてお聞きをいたしたいと思ひます。

○坂元政府委員 筑波大学におきましては、昭和六十二年七月から教員の業績評価に関する検討委員会を設置して教員の業績評価に関する問題について検討を開始いたしました。同委員会におきましては、平成元年一月に評価の目的、評価すべき事項、評価の方法、評価結果の反映とその活用等について、同大学が教員の業績評価に取り組む上で当面考えられる事項を概括的に取りまとめまして、実現可能なものから逐次着手するよう学長に答申したわけでございます。

この委員会の答申を受けまして、平成元年二月、学長は学内関係機関に対し、評価の目的、評価の事項と方法、評価結果に基づく具体的措置等

に関する当面の具体的な提案を行いました。

前記の学長の具体化への提案を受けまして、筑波大学に置かれております教育審議会は検討委員会を設置いたしまして、教員の業績評価の具体的な方法の一つとしての特別昇給の問題、共通科目についての学生からの評価と担当教員の自己評価、人事委員会における教員の業績評価などの教員の教育業績評価に関する検討を行ひまして、本年三月に中間答申が出されたわけでございます。さらに本年は、教育業績評価の事例調査あるいは学生、教員からの授業に関するアンケート調査の試行的な実施を行つてきていますところでございす。同大学におきましては、これらの学内の関係委員会等において検討を行うという、その検討を詰めているところでございます。

私どもとしましては、大学の教育研究を活性化するというためには、大学自身が教員の教育研究上の活動、業績の評価に積極的に関わり組んで、教員の資質の向上に努めることはそれ自身大変望ましいことであるというふうに考えているところでございす。文部省としましては、同大学がさらに検討を行ひまして適切な業績評価が行われていくようになることを期待して見守つていこうと、思ひます。

○鑑治委員 これは先ほど申し上げましたように、朝日新聞の本年四月十四日の社説の中に「刺激に富む講義への一石に」という表題の中で論じられていまして、その中に、筑波大学が、学生からアンケートを取り、先生への評価に意味する方針を固めたという、ちょっと飛ばしまして、

正式に実施されれば、アンケート結果はその先生が所属する部局の長に報告される。先生の側にも「授業でどんな工夫をしたか」などを自己申告させ、両方を合わせて、優れた評価を得た人を特別昇給させるそうだ。

先生の間には「中央集権的な勤務評定につながるのではないか」などと反対意見も強かったと聞く。学生のご機嫌ばかりがうがう人気取り

教授が出てくるとか、果たして学生に先生を評価する能力があるか、といった見方もあるだろう。「学問の自由」「大学の自治」を侵害する恐れはないか、と懸念を抱く人もいるに違いない。

そうした批判も理解できる。運用は慎重でなければならぬ。方式もお工夫をこらす必要がある。しかし、筑波大の試みは、大学の質を高め、教育と研究を活性化するための興味深い一石ではあるまいか。大学の主役といえば先生のように思われがちだが、学生もまた一方の主役なのだ。その意見が授業のあり方に反映されるのは、むしろ当然といってよいだろう。

日本ではこうした学生アンケートの例はほとんどない。だが、ソ連やとくにアメリカではきわめて一般的である。

相互のきびしい評価があつてこそより良い大学が実現できる、との発想には学ぶべき点が多いのではなからうか。

先生を評価するとき、学生の側の姿勢も当然問われる、ということも付け加えておきたい。「アメリカの学生は在学中絶えず評価にさらされている。……ひんぱんに宿題のレポートを書き、授業でのディスカッションに参加し……毎週のよう小テストがあり、中間評価と最終評価がある」。真剣に学ぶ気持ちがあつて初めて、他を評価する資格があるのだと思う。

こういうふうには結ばれておるわけです。私もいい意味でこの大学評価というものが定着し、さらに自己評価に加えて第三者機関による評価、これも大いにできるようにして、本当にいい意味で大学がよくなつてもらいたい、こういうふうにも思ふわけですが、この点についていかがでございますでしょうか。

○坂元政府委員 大学審議会の中で自己評価の問題について検討を加えておりますが、その自己評価の中でも学生の意見、学生が先生の授業などについてどう思つておるかという学生

見も自己評価の項目の中に取り入れるべきではないかというようなことも検討課題になつていて、ところでございます。

この問題につきましては、アメリカなどの大学教官の経験のある委員の先生方は、アメリカの学生は比較的にじめに先生の授業を評価する、日本も、生徒は意外とじめに評価するのではないかと、委員の先生に意見を伺います。また、委員の先生に、より具体的、今朝日新聞の記事でもございましたように、いい成績、いい点数をくれる先生が評価が高くなつて人気取りになるおそれもあるのじゃないか、したがって、学生の評価は慎重に取り入れるべきではなからうかという意見も伺います。

いずれにしても、そういう意見をいろいろぶつけ合つて検討している最中でございまして、第三者の評価というよりも自己評価の中に、そういう学生がどう考へておるかという項目を取り入れることも検討事項に加へながら検討を進めているところでございます。

○鑑治委員 ちよつと二分ばかり時間前でございしますが、先ほど質問のときに二分ぐらひ延びましたので、これで私の質問は終わらせていただきます。ありがとうございます。

○船田委員長 次に、米沢隆君。

○米沢委員 国立学校設置法の一部改正法案に關連いたしまして若干の質問をさせていただきます。

まず、学部設立手続の簡素化の問題でございます。今回提案の内容を見ますと、東京工大の生命理工学部の設置というものが提案されておるわけでありまして、中身を見ますと、理学部の中の生命理工学及び生体機構学と工学部に所属します生物工学科及び生体分子工学科の四学科を統合して新たに生命理工学部をつくる、こういう提案でございます。このこと自体は、既設の生命科学の分野とバイオテクノロジーの分野の有機的な統合を図るという意味では時代の要請に十分適合したものであつて評価していいと思ひます。

それはそれで結構なものでございますが、この学部の設置についての手続、いかにも仰々しい。中身が変わるとか学科の中身が変わるといふならばいざ知らず、単に今まであつた学部を、ただ組み合せを要するだけで新しい学部をつくるというやうなものを一々法律事項にしなければならぬのかという問題です。大臣。

○坂元政府委員 確かに、昭和五十九年七月に臨調の答申に基づきまして国家行政組織法を改正したときに、なるべく国のいわゆる行政機関については政令で設置する、あるいは改廃するというふうにしたかどうかということで改正が行われたわけでございます。私も、そのときに部内で鋭意検討いたしました。結局、国立大学というものが国民の教育機関として広く国民に利用され、国民生活に重要な関係を持つ機関であり、また教育の機会均等の確保という観点からも、国立学校設置法において大学の名称、位置、学部について規定すべきではなからうかという結論になつたわけでございます。

先生御指摘の学部については、政令でもいいではないかという御指摘もごもっともな面もあるわけでありまして、学校教育法五十三条におきまして、「大学には、学部を置くことを常例とする」というように規定されております。大学の教育研究上の基本的な組織が学部であるということでございますので、各国立大学に置かれる学部は、その内容を示す観点から、大学の名称、位置とあわせて法律事項として国会の御審議にかからしめるということにした方がいだらうという結論になりました。国家行政組織法の改正の際、学部については法律事項として残した、そういう経緯でございます。

○米沢委員 学科の内容ががらつと変わるとか、本当にその大学に新しい学部が設置されるのか、そういう中身ならば今おっしゃるやうな法律に基づいてこのやうな形で提案されるのわからぬわけではありませぬ。

しかし、今回のように、ただ、今までの学部の組み合わせを変えただけの話で、そんなことで一々法律事項ということになりますと、特にこの中身が中身だけに、科学技術の進歩は日々大変顕著なものでございます。そしてそのやうな研究成果は即教育の中にでき得る限り取り入れていかねばならぬという時代の要請に、一体こういう法律をつくつて、これがまた延び延びになつていつ通るかかわらぬやうな国会情勢みたいなところで議論することが本当なのかという、文部行政と科学の進展と何かミスマッチしておるやうな感じがします。

そういう意味で、単に法律上からいって大学は学部をつくるのが常例だ、したがつてこういう法律事項になつたというその趣旨は、私はわからぬわけではありませぬが、それも中身そのものでございまして、こういうたぐひのものは政令事項にするとかあるいは大学の裁量に任ずるか、それぐらひのことはできるのじゃないですか。

○坂元政府委員 確かに実質的には先生が御指摘になりますように、理学部、工学部の二つの学科を一緒にして効率的な教育研究を行うという意味では、新たに学科をつくるということにはならぬわけでありまして、形式的な議論でまことに恐縮でございますが、形式的には新たに学部をつくるということでございますので、学部については国立学校設置法上明確に法律で書くというふうになつておるものでございまして、まことに先生の御指摘もごもっともだと思いますけれども、法律として国会で御審議をいただくというふうにならざるを得ないことを御理解いただきたいと思います。

○米沢委員 この問題は、昭和五十九年の国家行政組織法が改正されたときにも問題になつたと先ほどお話がありました。少なくともこういうたぐひのものは行政の簡素化といひましようか行政改革といひましようか、あるいはまた科学の進展に大学は機動的に順応できる、そういうことを考へて、でき得る限りこういうものは一々法律事

項で提案しないような方向で検討されるべきであらうと思ひますので、大臣、そういう方向での御検討をぜひお願いしたいと思います。

○保利国務大臣 能率的な政治を行つてまいります。観点からの先生の御提案でございます。謹んで拝聴させていただきます。

目下の状態では、このような法律を出ししなければならぬ状態にありますことをひとつ御了解をいただきまして、ぜひともこの法律案につきましてはこのまま御審議をいただきますようお願いいたします。

○米沢委員 次に、地方国立大学の拡充について御質問をさせていただきます。

ことしの大学受験も終わりました。ことしから始まりました新テスト方式の評価は、これからいろいろなデータを分析されてなされるのでありましようが、マスコミ等が報じるところをいろいろと読んでみますと、ことしの傾向は、私立大学、特に首都圏の私立大学に人気が集まつて国立大学の地盤が低下した、なかなか地方の国立大学の地盤低下が著しい、こう報じております。その中身は、いわゆる偏差値を軸にしていろいろ書いてありますから、地方の国立大学と民間の私立大学と偏差値がほぼ似通つてきて、同時にまた、逆に私立大学がそれを上回り始めたというようなことなのでございます。

そこで、国立大学が地盤低下し、なかなか地方の国立大学の地盤低下が著しいという傾向について、大臣は認めますか、認めませんか。なぜこういう状況になつてきていると思ひますか。

○保利国務大臣 私立大学に入学希望者が増大しておることは確かだと思ひます。その点については私も認めなければならぬと思ひます。

その理由でございしますが、これはいろいろな観点から分析できると思ひますけれども、最近の若者が大都市へ出たがたということ、そういう希望がありますのと、ちょうど私立大学が大都市に比較的多く立地しているということがぶつかつて私立大学への志望者がふえているということが一つ

あらうかと思ひます。もう一つは、入学試験科目が私立大学の場合、国立大学と比べて少ないという点についても一つの原因かなと思つております。さらにもう一つは、大学自身が、私立大学でございすけれども、個性化でありましてか魅力ある大学というふうになるように努めているということもあらうかと思ひます。

しかしながら、一方、国立大学におきましても、試験機会の複数化でありますとかあるいは入試の方法の改善でありますとかいろいろの方策を講じておりますし、さらに地方においての大学の充実というようなことも施策として進めておるわけでございます。全体として均衡のある発展を遂げていくということが私たちの願望でございますが、そうした方向で今後とも努力をしてみたいと思つております。

○米沢委員 確かに最大の要因は、依然として東京一極集中といひましようか大都会一極集中といひましようか、大学教育にも見られるといふことでありましようし、もう一つ、やはり我々反省しなきゃならぬのは、猫の目行政と言われるようにテストが余りにも変わり過ぎる。こんな面倒くさくてついていけないといふことで私立に集中するといふ原因が大きいのではないかと思ひますが、どうですか。

○坂元政府委員 国公立大学のテストの、共通一次テストを含めまして基本的な仕組みというのは私どもは変わつていないのではないかと一うふうには理解いたしております。それは、共通一次テストのときには共通一次テスト、大学入試センター試験のときには一応基本的な高等学校の学業到達度を見まして、そしてそれを経てその後個々の大学が科目数をぐつと絞つて試験を行うといふ、ある意味では二回にわたつて試験を行う、丁寧な試験をやるといふこの仕組みは変わつていない。

問題は、国立公立大学が共通一次テストを導入した際に、かつての一期校、二期校制度を廃止してしまひまして、そのために五教科五科目あるいは

五教科七科目も勉強をしながらなおかつ一校だけしか受けられないといふのは非常におかしい、複数機会受験するチャンスを与えるべきだといふ意見が高等学校関係者、受験生の方から出てまいりまして、そして六十二年度から複数試験を導入したわけでありまして、その複数試験の導入の仕方がA日程、B日程という連立方式であるといふ一つの学校が前期と後期に分離分割するといふような、複数機会を与えるやり方が毎年や複雑に変わつてきているといふようなことが、入試制度そのものが何か非常に複雑になつたんじゃないか、そういう誤解があるんじゃないかという気がするわけでございます。

それからさらに、やはり受験生が私学に集まる一番大きな理由というのは、受験科目が非常に少ない。片方は、どうしても国立大学は平均いたしますと五教科でやつておりますので、そういう意味からいふと、私学が三教科ないし二教科でございしますので、科目数が少ないというのが私学に集中する一番大きな理由。もちろん先ほど大臣が申し上げましたような、その他の大都市志向とかあるいは私学が努力しておるといふようなこともありますが、大きな理由といふのは科目数の問題ではないかといふふうに考えております。

○米沢委員 いろいろな理由があつて大学入試制度も変わつたんだと思ひますが、それはそれなりに文部省としても理由はあつたと思ひますが、受験生にとつてみたら、くるくる変わるということはやはりいい話ではない。今度新テスト方式といふのが導入されたんですが、もうこれ以上変わらないうです。

○坂元政府委員 私どもとしましては、現段階では、今の大学入試センター試験制度、そういう仕組みを基本にいたしまして、なお二次試験等で国立公立大学等で改善できる道があれば改善を加えていく、今の大学入試センター試験を定着させてまいりたいといふふうに考えております。

ただ同時に、大学の入学試験のあり方というのは、高等学校以下の教育に大影響を及ぼすとい

うことも事実でございしますので、中長期的な観点からは、現在、大学審議会の中に入試問題専門委員会を置きまして調査研究をいたしておりますけれども、とにかく今の制度を定着させるということとで努力をしてみたいといふふうに考えております。

○米沢委員 この大学入学の問題全体について概括いたしますと、文部省の学校基本調査等によりまして御案内のとおり、昭和六十一年の十八歳人口が百五十六万人だったのが六十二年から伸び始めて、ピークの平成四年には二百五十五万人に達し、それ以降は漸次減少していくといふことになつております。この人口統計をもとに昭和五十九年に大学設置審議会から「昭和六十一年以降の高等教育の計画的整備について」といふ報告が出され、その後七年度間の計画で大学の定員を八万六千人をふやすという方針が立てられ、その結果、漸次定員が増加しております。

現段階では既にそれ以上の定員増になつてゐることは承知いたしておりますし、それも、とりわけ地域配置のあり方、地方に重点を置いて整備していくという考え方を重視され、自県内の入学率の低い都道府県について自県内入学率を高める方向で整備を進めていく計画であるといふことも聞いております。

しかしながら、これらの計画に對しまして、早くもこれは見直しが迫られてゐることはもうつとに御案内のとおりでございまして、昨年二月、文部省は「新高等教育計画の今後の運用について」といふ文書で明らかに上回つて進んでおる。一方では入学定員超過率の見込み違い等もあつて、多数の不合格者を出した。昭和六十三年は三十七万人、平成一年は四十万人、ことしはどれくらいになりそうですか。

○坂元政府委員 まだことしは最終的な数字を取りまとめておりませんので、私学や何かの状況の報告が上がつてきておりませんので正確なことは言えませんが、四十二、三万ぐらいになる

のかなどというように感じております。

○米沢委員 これは昨年の十月二十二日付の毎日新聞ですが、こういうような状況を憂慮いたしまして、国立大学の入学定員をふやせという社説が掲載されておりました。

それによりますと、平成元年度では四十万人近い不合格者、ことしも今おっしゃったように四十数万の不合格者、かなりこれは社会問題であると言つてもいいと思うのでございますが、税金で運営され、設置者が文部省である国立大学が、四十数万にも及ぶ、この場合には五十万人近いと書いてありますが、と予測される不合格者を前にして手をこまねていることが許されるだろうかとかと社説氏は批判をしておられるわけでございます。

実際の不合格者数は今おっしゃったようにまだ最終集計がなされていないと聞いておりますが、こういう状況を前にして、文部大臣は平成三年度以降の定員増、特に国立大学の定員増についてどういう所見を持っておられるのか、お聞かせいただきたいと思います。

○保利国務大臣 ただいま先生から御指摘をいただきましたいろいろな問題については、私も関心を持っていろいろデータを集めてみました。確かに平成元年度におきましては受験者が百万人、そして入学者が七十万人、残り四十万人が不合格になっております。

ただ、その前の数字を見ても、先生も御引用なさいましたけれども、昭和六十三年度は三十七万人の不合格者が出ております。その三十七万人の不合格者がそのまま翌年の大学入学試験に応募したかというところではありませんで、三十七万人のうち二十八万人がいわゆる浪人という形で試験を受けております。そういったしますと、その差が九万人あるわけでございますが、この九万人の方々は専修学校等に行っておられるようでございまして、これはいわゆる浪人率ということで専門家の方では計算しているようでございますが、前の不合格者が次の年に試験を受ける率というのは、近年の統計ですと大体七五%程度になってい

る、こういうことがまず最初にわかりました。

したがって、四十万人出ているうちのどれくらいが専修学校等に進んだかということはまだよくわかりませんが、七五%ということでございますと四分の三がまた次の試験を受けるということになりますから、約十万人が専修学校等に進んだかあるいはもう進学を断念したかということになるのではないかと、こういうふうな想像をいたしております。

そこで、これから先の傾向でございますが、志願者数は平成四年度ぐらまではふえていくのではないかと、そしてそれから先は十八歳の人口の減少に伴いまして急激に志願者数が減ってくる。したがって、不合格者数等も平成五年からはぐっと下がっていくのではないかと、私はそんな考え方を持っておりますが、それまでの間どうするか。私立大学の定員の枠を少し広げていただくような措置を講じましたし、さらに、お尋ねの国立大学につきましては、恒常的な定員の増というところで検討しようということでは話合っております。

その目的に向かっているところでございまして、私も努力をしてみたいと思っております。

○米沢委員 過去の経緯を見ますと、私立大学の定員は頼む、国立大学の方は余り上げない、こういう傾向がありますね。平成三年度は国立大学についてどういう意欲を持っておられるのですか。

○坂元政府委員 先ほど先生の、五十九年にできた高等教育計画というのは六十一年から平成四年、七年間の計画であつたわけでありまして、昭和六十一年から六十三年度まで、国立大学も臨時定員を含めまして一万一千人ぐらゐの定員増を図ってきたところでございます。

こういう事態を迎えましたが、財政状況が、今の段階でシーリングが決まりませんし、それから、国立大学の場合には定員のシーリングも総務庁で決めてまいりまして、教官の定員の増はこの枠の中でやるようにというシーリングがまだ決まっております。そういう関係で、今の段階ではどのくらい金の枠、それから定員の枠も定かでは

ございせんので、何とも言えないのですけれども、私も、与えられた条件の中で国立大学の恒常的な定員増につきましては最大限の努力をしてみたいというふうな考えでおります。

○米沢委員 それから、大学審議会の報告にもありますとおり、定員をふやす場合、地方に重点を置いた配慮をしよう、これは結構なことだと思ひますし、もつとやつてもらいたいという立場から質問したいのでありますが、ちなみに昭和六十三年年度の学校基本調査報告書によりますと、入学者の出身高校の所在地県と入学した大学の所在地県との関係を見た自県内の大学へ入学した者の比率、全国は三七%、大体四割弱が自分の県の大学に行ける、こういうことなのですが、その他はみんな外の県に出る、その分だけ親不孝をするわけでございます。

平均三七%なのですが、各県別で見ますと、これはえらい差がついていまして、最も低い滋賀県はわずか四%です。いろいろな過去の歴史上の問題があると思いますが、自分の県の大学に行ける人というのはわずか百人に四人。滋賀県が四%、和歌山が七%、長野が八%、栃木が一%、静岡が一%、ワーストファイブですね。いいところから見ますと、北海道が七%、東京が六五%、福岡が六二%、沖縄が五九%、愛知が五八%、これはベストファイブです。余りにも差が大き過ぎる。

確かに、今地方大学に力点を置いた定員の配分をというのはよくわかるのですが、過去の積み重ねがこんなに大きいのはこの数字を見てちょっとびっくりしました。どういふことでこういう格差がついてきたのですか、こういう格差をどういふふうに進んで見えておられたのですか、文部省は。

○坂元政府委員 私立大学のウェイトが、御承知のとおり我が国では学生数で申し上げますと大体七七%、高等教育機関の七七%が私立大学で、国立大学が二三%でございます。その私立大学も、これも私立大学の立場から見れば当然なことでございますけれども、経営問題等を考えます

と、学生が比較的集まるであろうと予想できる大都市圏周辺に集中してしまつてきておるといふのが現実でございます。そういうことで大都市圏周辺が結局収容率と申しますか、収容率が高い状況になつていくわけでございます。

私もとしましては、国立大学の整備に当たっては地方を重視するという考え方で整備を進めてきておまして、ちなみに昭和五十一年から平成二年、本年度、現在予算で審議中ではございますが、本年度まで含めまして整備した人数のトータルが、これは臨時定員増も含めまして二万二千八百六十八人でございますが、そのうち大都市圏というののは二一%の四千八百人、その他の地域が一万八千人ということで二対八の割合で地方の国立大学を充実させるということで定員増を行つてきております。四千八百人と申しましたが、そのうち大都市圏の三千人は臨時定員増でございまして、これは当然数年間十八歳人口のピークが過ぎた段階では定員が削減されるということでございます。恒常的な定員だけ考えれば、この率はさらにその他区域の方にウェイトをかけて私ども整備してきたつもりでございます。

○米沢委員 確かに率の方はアップをしておるのでございますが、入学志望者が、進学率がどんどん高くなる関係では、絶対的な人間の数としては結局他県に勉強に行かぬばならぬという人が多くなるといった実情がございまして。

同時にまた、いわゆる新高等教育計画の今後の運用というのを見ましても、また四全総にありまますような物の考え方にいたしましたとしても、あるいは臨教書の第三次答申の言う生涯学習社会における大学の役割という観点からも、あるいは海部総理の私的諮問機関であります活力ある地域づくりに関する懇談会があるさうと大学の創設を求めていますように、今後ますます地方の拡充を念頭に置いて大学整備計画が進められるように特に強く要望しておきたいと存じます。

それから、時間があと一分しかありませんが、文部省の学生生活費調査等を見ましても、親の出

費がかなり多くなっている。親の平均年収からしますと約二割強を仕送りするというところでございますから、親もなかなか大変だろう、この数字から見てもよくわかるのでございます。特に、四百万から七百万の年収の親が大学に行く家庭の三四・三%を占めるという意味では、やはり自分の家から大学に通えるというのが理想の姿であらう、こう思われます。

私は宮崎県でございますが、宮崎あたりは法律とか経済という人文部系の学部がありませんので、そちらを志望する人はみんな他県に出なければならぬということもございまして、そういう意味で、単に量的な拡大ではなくて、バランスをとった質の向上あるいは学部の多様化にも応じて、地方大学の拡充というのを常に念頭に置いて今後行政をやってもいい、こう思っております。

大臣の所見を聞いて質問を終わりたいと思います。

○保利國務大臣 私自身も先生と同じように九州でございますが、同じような意見を持っております。地方大学の学部その他の拡充につきましては一生懸命努力をしてみたいと思っております。

○船田委員長 次に、馬場昇君。

○馬場委員 国立学校設置法の一部を改正する法律案につきまして、各党各派、各委員の先生、一通り質問が終わられたわけでございますが、私が多分最後の質問者になるわけでございますが、そういう点で重複することもあると思いますが、どうしてもわからないといいますが、はっきりさせておかなければならぬという点に絞ってまず質問をいたしたいと思います。

ただいまもお話出たわけですけれども、東京工業大学に生命理工学部を設置するわけですけれども、これは現在の理学部の中の生命理学科、これは三十五人の定員ですね、生体機構学科、これも三十五人、工学部の生物工学科四十名、生体分子工学科四十名、この四つの学科をそのまゝ一つに

まとめて生命理工学部をつくる、こういうことになっておるわけでございますが、大臣は提案理由の説明の中で「同大学の教育研究体制の整備を図る」とおっしゃったわけですね。これは提案理由で説明されたわけですね。

この学部の、教育研究をまとめたという中における特徴は、これは実は何ですか、従来と比べてどこがどう変わっていくのですか、それをまずお聞きをしたいと思います。

○保利國務大臣 先生の御質問に対して正確なお答えになるかどうかわかりませんが、従来、理学部と工学部とに分かれておりました、学部としては理学部と工学部であつたわけでございます。最近のいろいろな科学技術の進歩でありますとか、いろいろな情報科学あるいは材料科学等の進歩で、今までの学部と学部の間にあるようなものというのが出てくる傾向が最近出てまいつたわけでございます。それが理学部と工学部の間に生命理工学部というように今までない新しい形のジャンルができました、それを学問の上できちんと位置づけるというように、理学部、工学部と並びまして生命理工学部という新しい学問の分野を確立するという意味でこの学部が設置されたものと私は理解をしております。

○馬場委員 なかなかその辺がよくわからないわけですが、では具体的にお聞きしますと、今までの理学部と工学部の間に生命理工学部があるというように、これを説明されたわけですが、これは教員は、この生命科学というかバイオテクノロジー関係の、いわゆるその間にあるような専門分野、それに対応できる新しい教員を確保なさるんですか、それとも従来の理学部の先生、工学部の先生をそのまま持つてくるのですか。教員の確保は、新しい学部に対応する教員の確保をなさるのですか、なさらないのですか、これをお聞きしたい。

○保利國務大臣 教員の確保に関する具体的なお話でございますので、大変恐縮でございますが、政府委員からお答えをいたさせていただきます。

○坂元政府委員 先ほど先生も御指摘ございましたとおり、現在、理学部の中に生命理学科、それから生体機構学科、工学部に生物工学科、生体分子工学科というものがございまして、これらのそれぞれの学科にはそれぞれ専門の教官が張りついております。それらの先生は、理学部の生命理学科でありまして、例えば教官の出身学部などを見ますと、理学、薬学、工学、農学にわたっておりまして、それから工学部の生物工学科あるいは生体分子工学科なども、出身学部は理学、工学、医学、薬学、農学という多分野にわたった教官がいるわけでございます。

バイオテクノロジー関係の学問というのは新しい学問分野でございますので、これは理学部あるいは工学部あるいは医学部あるいは農学部などそれぞれいろいろな形でその分野の研究が進めてこられておるわけでございます。そこで、東京工業大学ではこれらの新しい学問分野についてかねてから一つの学部をつくつて総合的に有機的に教育研究を行つていきたいという構想を持っております。またしたけれども、とりあえず学部をつくるまでに学科をつくつて、そしてその学科を充実していこうということで充実して今日まで来まして、そしてそれを新たに今回一つの学部にとめるわけでございます。

そうすることによりまして、例えば学生のカリキュラムの方から申し上げますと、工学部あるいは理学部ですと、工学部あるいは理学部に共通の必修教養部のときにとらなければならぬ基礎科目というのが、これは工学部に共通につくられておりますし、理学部も同様に通通につくられておるわけでございます。生命理工学、バイオ関係に進む者にとつて、基礎的、共通的な科目とすれば本当は別の科目をとつてもらった方がいいんだということがあります。理学部とか工学部に所属しておるということでカリキュラムも必ずしも自由にならなかつた。それを今回一緒にすることによりまして、カリキュラムが自由に、バイオテクノロジーに対応できる基礎科目を教養部の段階

で共通科目として修得させることができるようになるということ、それから……(馬場委員「もういいよ。中身のことは聞いてないんだ。聞いたことだけ答えばいいんだよ」と呼ぶ)

教官は、そういう意味では既にある教員をもつて学部を編制するわけでありまして、先ほど御質問もございましたとおり、平成三年度に教官とそれからその他の職員を含めましてなお二十七名新たに補充する予定にいたしております。

○馬場委員 生徒の数も同じですね。先生も同じなんです。これでは新しい学部をつくつたって意味がないんじゃないかと思う。やはり科学技術がもう本日に日進月歩で発達をしていっているし、お互いに領域も重なつたり変わつたりするわけですから、そういう新しい専門の先生を採用するとか何とかしなければ、寄せ集めただけじゃないですか。そういう点について強く指摘しておきたいと思うのです。

さらに、こういう学部を他の大学に、例えば生命理工学部、あるいは二つを合わせてまた別の科学技術の進展に伴う学部をつくる、そういう将来構想というのはお持ちですか。

○坂元政府委員 先ほど申し上げましたような経緯で、東京工業大学ではこれらの分野について充実した教員組織と教育研究実績を有しまして幅広い理工系関連分野を有しているということで統合したわけでございます。

今先生御指摘の教官の層の厚さとか、いろいろなことを考えますと、今の段階で他の大学で同様な学部を設置するという具体的な計画は持っておりません。

○馬場委員 この東京工業大学の生命理工学部が今度できるわけですが、ここに大学院の研究科を設置するという将来構想はこの学部にはあるのですか。

○坂元政府委員 大学院を設置するかどうかということは、この学部が発足しまして学生が学年進行で卒業を迎える段階になりましたらどうするかというところになるかと思いますが、具体的な構想

うことではなくて、場合によっては後期が始まります。九月からの入学も考える、学期の区分に応じて学生も受け入れる、弾力的に対応してまいりたいというふうに予定しております。

ける国際交流・協力の推進が求められているわけ
でございますので、受け入れるという方向で考え
ております。

○馬場委員 この学生の授業料というのは大体
どうなっているのですか。それと、育英会の奨学
金はここはどうするのですか。

○坂元政府委員 授業料も、それから育英会の奨
学金につきましても、国立の大学院大学でござい
ますので、他の大学院の院生と同じ授業料と、そ
れから育英会の奨学生の対象として選考する場合
も、他の大学院の院生と同じように考えて奨学生
として採択を決めるということになろうかと思ひ
ます。

○馬場委員 産学協同体制をとるような構想に
なっておるわけですが、そういう中でこの
大学の自治とか自主的な運営とか、こういう大
学の主体性というものを確立するための運営の方
策はどうするのですか。

○坂元政府委員 この大学院大学も学校教育法第
一条に基づく国立大学でございまして、学校教
育法、教育公務員特例法の規定に基づきまして他
の国立大学と同様の制度、仕組みのもとで管理運
営が行われるというふうに予定いたしております。
すなわち全学的な機関としましては学長、副
学長、評議会を置き、研究科ごとに研究科長、教
授会を置く、それと同時に事務処理に必要な事務
局を置くことも予定いたしております。

なお、大学の運営に關し、学外の有識者の意見
を求めるため参事若干人を置くということも予定
いたしております。

○馬場委員 以上で法律案については質問は終わ
りますが、大学問題全般について、特に文部大臣
に質問をしたいと思うのですが、大学問題に入り
ます前に、あと十年しましたら二十一世紀になる
わけでございますから、大臣が二十一世紀の日本
というのはこういう日本であるべきだ、こういう
二十一世紀の日本、そして日本のそれに向かった
教育のあり方というものについて、大臣の見解を
聞きたいのです。

大臣、この前の委員会での所信表明で次のよ
うに述べておられますね。二十一世紀を創造的で
活力ある心豊かな社会にするため、さらに国民一
人一人が生涯にわたり、生きがいと潤いを持つて
一層充実した生活の営まれる社会にするため、教
育、学術、文化、スポーツの果たす役割は極めて
重要である、こうおっしゃいます、これは私も
同感でございます。

ところが、次に、これは大臣の所信ですが、何
か具体的な問題になりますと、次に言つて臨教
審答申を踏まえて、中教審に審議をいたしてい
と、答申は今もうあるわけですが、中教審
に審議をいたしてと、人頼みと言えは言ひ
過ぎになるかもしれません。これは非常に民主的
な機関であればいいわけですが、云々と言
われておるわけでございますので、きょうはまず
最初に大臣自身の所信とか教育の理念について
伺つておきたいと思ひます。

どうしてもやはり、教育を議論する場合にその
原点であるのが日本国憲法、教育基本法であるわ
けでございます。教育基本法前文はもう言わずも
がなですけれども、念のために申し上げますが、「わ
れらは、さきに、日本国憲法を確定し、民主的で
文化的な国家を建設して、世界の平和と人類の福
祉に貢献しようとする決意を示した。この理想の
実現は、根本において教育の力にまつべきもので
ある。」と教育基本法の前文にあるのはもう御承
知のとおりでございます。

そうして、その教育基本法の中で、「われらは、
個人の尊厳を重んじ、真理と平和を希求する人間
の育成を期する」、こうあるわけでございますが、
ここでもその内容を一言言わなくても、この教
育の原点、日本国憲法、そして教育基本法、これ
を本心に心から、本心から大臣は遵守されます
か、この一点について質問します。

○保利国務大臣 憲法、教育基本法、憲法は全部
で百三条と覚えておりますが、教育基本法が全部
で十一条でございます。どれも大変大事な日本国
の基本をなす法律でございますから、これを遵守

してまいりますことは当然のことと考えておりま
す。

さらに申し上げますれば、私は自身の経験で申し
上げますと、小学校、当時は私は国民学校とい
うところへ通つておりましたが、その時代のいわゆ
る戦時中の教育を受けたわけでありまして、一転い
たしまして、昭和二十年の終戦の後、民主的な教
育をまた今度は受けるようになった、そういう複
雑な教育を受けておりますだけに、そのコントラ
ストはよくわかるわけでありまして。

教育基本法は昭和二十二年に制定されてい
ると思ひますが、ちょうど私が小学校段階から中学校
へ移る段階であります、そういった時代背景を
背負つてあの法律ができていたのだなということ
を、法律を見ながら私は感じたわけでございます
。そして、自分自身民主主義教育を受けてきた
者として、当然のことながらこういつた戦争の反
省に立つて、そして今後の新しい日本の構築を目
指してつくられた憲法並びに教育基本法というの
は、これをしっかりと守つていくというのが私の気
持でありまして、ことをお答えを申し上げさせてい
ただきます。

○馬場委員 大臣が自分の経験をお話しになりま
したが、実は私も一九四七年、昭和二十二年に日
本国憲法が施行されて、教育基本法が制定された
わけでございますが、ちょうど私はそのときに教
員に、社会人になつたわけですから、当時
軍国主義教育を受けてきたわけですから、そして
日本国憲法を読み、教育基本法を読んで、こんな
すばらしい社会とかこんなすばらしい教育がある
のだなということに身震いをするような感激をし
たのを今でも覚えております。

よく私は、おれは日本国憲法と教育基本法と同
級生だ、同級生の悪口を言うといかぬぞとかなん
とか冗談に言うのですけれども、本当に憲法を守
り憲法に守られる、教育基本法を守り教育基本法
に守られる、それが私の社会人としての、また今
は政治家としての行動の原点だということを自分
にも言い聞かせながらやってきているわけではな
いでしょうか。

けれども、大臣もそういう経験の中から今おつ
しゃつたわけでございます、ぜひひとつ心から
この憲法、基本法に従つた教育行政をやつていた
だきたいということをまずお願いしておきたいと
思ひます。

それから、二十一世紀のあり方についても、先
ほど所信表明で言われたわけですが、やはり
私も、温故知新という言葉があらましますけれど
も、二十世紀を見てみますと、前半は戦争でした
よね。後半というよりは経済の時代と言つても
いいような、そういう時代でありました。最近の
日本を見てみますと、リクルート事件などが文部
省にも及んでくる、こういうようなことにあらわ
れておりますように、何といひますか教育の場
においても物とか金が大変なんだと、もちろん大事
でございます。しかし、それが力だ、さらに進ん
でいって拝金思想とか金主主義だという言葉が
あるわけでございますが、私は、二十一世紀とい
うのは、やはりこういう物とか金とかいう時代で
はなしに、本心に心の時代、文化の時代、そして
経済大国から文化国家に日本をしていかなければ
ならぬ、二十一世紀は文化国家であるべきだ、こ
ういふような考え方を持っているわけですが、こ
も、大臣も所信でそのようなことを述べておられ
ますが、これについて御意見はどうでしょうか。

○保利国務大臣 確かに、二十一世紀を目指し
て、日本がただの経済大国だけではなくて文化的
な本心に世界の国々から尊敬をされるような国
になつてほしいという願望を私も強く持つ
ております。しかしながら、文化というものの概
念規定というのは非常に難しいと思ひます。どう
いうものが文化国家なのか、これは人によつてお
考えが違ふだろうと思ひます。

もあろうかと思ひます。そういうものを分析してまいりますと、やはり日本人は昔から文化というものに大事にしてきた。そしてまた、同時に、教養というものを非常に重んじてきた民族であるというふうな評価を外国からいただいているように思ひます。

そうでない面がこのところの経済発展なんかに伴ってだんだん出てきておるといふことはまことに残念でございますが、本来、日本人はそうした文化的素養を持った民族だと思ひます。そうした文化に対して国民全体が関心を持つような教育体系をつくり上げていくということが私どもに課せられた一つの責務であらうかな、そんなふうにお考えお願ひでございます。

昔、千年も前にでき上がった源氏物語でありますとかいろいろな仙傳でありますとか、先日、国宝展に行つていろいろなものを見てまいりましたけれども、そうしたものはぐんできた民族でございますから、私は、そういったものをこの現代ここで捨てることなくしっかりとこの現代に、同時にまた、新しい形の文化もどんどん吸収をして、世界にうらやまれるような立派な教養に満ちた国になることを念じておるわけでございまして、そういったことを念頭に入れば文教行政に取り組んでまいりたい、こう思つております。

○馬場委員 今大臣も言われましたけれども、文化というものの概念はいろいろあると思ひますけれども、私は私なりに文化というのは心だといふぐあいに思ひますし、文化国家というのは心を大切にす国家だ、そういう二十一世紀であつてほしいな、そうしなければならぬ、こういうぐあいに考えておるわけでございます。

そこで、具体的に大臣、今、日本の教育界を見て、これは教育界だけではありませんが、それが社会全体に影響を及ぼしているのですけれども、教育というのは一番平和な中で営みが行われるべきだ、そうしなければ本當の教育の効果は出てこないと思ひますけれども、この平和であるべき

教育界に戦争という言葉、地獄という言葉が、この社会を見たつて今ないです、教育界だけですね。受験戦争、戦争という言葉がある。入試地獄という言葉がある。最近には特に経済的に貧しい人は異口同音に教育費の負担に耐えられない、教育費地獄だという言葉さえあるわけでございします。

私は、本當に二十一世紀を心豊かな文化国家にするためには、まずこの九〇年代においてこの教育界における戦争、地獄、こういう言葉をなくさなければならぬ。これがなくならない限り、二十一世紀の文化国家は、心豊かな社会は出てこない。この受験戦争、入試地獄を、教育費負担の地獄をなくせぬと、オーバーな表現じゃないと思ひますけれども、二十一世紀の文明というのは語れないのじゃないか、そういうぐあいに実は考えておるわけでございします。

そういう点について、この入試地獄、入試戦争、試験地獄、こういうものをなくするといふ点についてのひとつ大臣の御決意のほどをまず最初に聞いておきたいと思ひます。

○保利国務大臣 地獄でありますとか戦争でありますとか、そういう言葉が教育界からなくなりまして、それは私も賛成でございますし、それが理想だと私は思ひます。

しかしながら、なぜそういう現状があらわれてきているのかといふことを私なりに考えてみますといふと、やはりかつては小学校から中学校を出ればまあ相當な教育を受けていたと言われている時代から、今や大学を出なければだめだといふような形に社会が進歩してきた、それが一つの要因かと思ひます。

大学を受験する人が百万人もおられる。しかも昭和六十年の数字を見ますと、これが八十五万人でございしますから、この五年間ばかりの間にまた受験をする方が相當ふえてきているわけでございします。一方、大学の方も一生懸命この定員増を図つておりますけれども、その方々をどうしても全員合格させることができないという状況の

中で受験が非常に厳しくなつてきているといふことは事実だと思ひます。

そしてまた、できることならばいい学校を出たい、そういう社会的願望がどんどん強まつてきている。見ようによつてはこれは大変結構なことだと思ひますけれども、しかし、私も先ほど申しましたとおり、地獄でありますとか戦争でありますとかといふような言葉が受験界からなくなれば、それはそれにこしたことはないと思ひます。次第でございます。しかし、現実には現実でございますから、その現実が幾らかでも和らぐように私どもも努力をしていかなければならないといふことを感じております。

○馬場委員 今大臣のお話を聞いていますと、やはりこの入試地獄、受験戦争といふものが何も教育界だけじゃないわけですね、社会全般に對して物すごい悪影響を与えておるわけでございします。それに対して何とかしてこれをなくしようといふやうな考え方ではないことはないと私は思ひます。しかし、受験する数がふえればあるいは大学の定員が少なかりや、それは仕方がないのじゃないかといふぐあいに今聞かえて、これをなくしようといふ意欲がどうもはつきり聞かえなかつたわけでございします。そういう点で甚だ遺憾に思ひます。

私は高校受験もやはり受験戦争とか入試地獄でありますけれども、やはりその根源は大学入試にあると思ひます。ここはやはり徹底的にメスを本氣になつて入れなければならぬ、そういう状況に來ておると私は思ひます。今から大学入試の問題について具体的に質問しておきたいと思ひます。

ことしから入試センター試験、いわゆる新テストといふのが実施されたわけでございしますが、先ほどもちよつと出たようにすけれども、猫の目入試改革という言葉がありますね。このことは、この入試でも受験生に大きな混乱を与えておるの事実でございます。私どもは、このときにこそ議論いたしました、臨教審のときの総理

大臣の中曾根さんは、物すごい調子で、国会内外でも共通一次を激しく非難されました。そういう中で、何かその辺からこの新テストといふのが出たような感じがしてならない。だからそこから猫の目改革と言われるゆえんのものがそこにあるのじゃないか、こういうぐあいに私は思ひます。

そこで、本年度の入試センター試験、新テストは文部省としてはどう評価をしておるのか、簡単に説明してください。

○坂元政府委員 本年度初めて導入されました入試センター試験につきましては、従来の共通一次と違ひまして、国公私立大学各大学の判断と創意工夫で利用教科・科目数などについて自由に利用できるという形で行われたわけでございします。

本年度は、すべての国公私立大学のほか、私立大学に於ては十六大学十九学部がこの試験を利用いたしました。四十三万人が志願し、四十万八千人が受験いたしました。各大学においては、この試験と調査書、学力検査、面接、小論文等を適切に組み合わせる入学志願者の能力、適性を多面的に判定するよう努めたところでございします。

本年度初めて本試験を利用した私立大学からは、これは私立大学の関係者の評価でございますが、従来と比べてオールラウンド型の生徒が少しでも入つてきた、あるいは従来より学力水準の高い生徒が受験してくれた等の意見が寄せられております。

二回目の平成三年度入学選抜におきましては、今の段階でさらに五大学五学部が新たに利用することになっております。今後できるだけ多くの私立大学がこの試験を自由に利用して、大学の試験と一緒にうまく組み合わせる入学選抜を行つていただければ私も大変ありがたいといふふうに考えているところでございします。

○馬場委員 ことし行われました新テスト、分離分割、連続方式と言われているわけでございします。これは受験機会の複数を図るんだという目的もあつたわけでございします。しかし実際は、入試センター試験による門前払いが昨年の三倍から

いの四万人ぐらいたったのではないかと言われておるわけでございます。

そして、大体傾向として有名校がそろって前期に偏重の分離方式に移行する傾向にありまして。そういった結果としてA日程の前期に定員が偏重して、それが第一次志望だ、後期とB日程は滑りどめだ、こういうような風潮が出たように私は思えてならないわけでございます。分離方式は複数の受験の機会を与えると言ったけれども、事実上一校の受験化という傾向が起こっているのではないかと、こういう問題を私はこの試験に感ずるわけでございます。

こういう点について、そういう点はなかったか、簡単に答えてください。

○坂元政府委員 確かに御指摘のとおり、前期、後期の分離方式をとる大学、それからA日程、B日程という連続方式をとる大学、学部等の数等は大体同じような数でございます。それを、前期とA日程をトータルいたしますと、言いかえれば前半に試験をやる学部、あるいは入学定員の割合というのは五・一五％。それから、後期あるいはB日程でやる、後半に試験をやる学部等の学生は四八・五％でございます。

そういう意味では、数の上からいえば大体同じような数字に分かれておるわけですが、ただ先生も御指摘の有力校がみんなかなりのウェイトで前半に入ってきて、後半は一割程度、分離方式でも九割は前期、後期が一割などという大学が多いわけですが、そういう意味では確かに地域別、専攻別に見ると、必ずしも五対五に分かれておるからいいじゃないかということにはならないのじゃないかという感じを私も持つております。

そういう意味で、これからは地域別、専攻別にも逐年均衡のとれたものになるよう、言いかえれば文字どおりの受験機会の複数化の趣旨がより生かされて実現されていくよう各大学に要請してまいりたいというふうに考えております。

ちように平成元年度から分離方式というものが

入ったものですから、まことに恐縮ですが、今はちようにそれぞれの大学が試行錯誤といえますか、産みの苦しみのようなふうにもいいかもしれませんが、これから文字どおりの複数化したということが、地域別に見ても専門別に見ても言えるような形に改革していくよう各国立大学、公立大学にいろいろと御相談し、努力を促してまいりたいというふうに考えております。

○馬場委員 今ちよつと答弁でもあったわけでございますけれども、やはり複数受験という意図で始めたものが、事実上一校受験、有名校偏重というふうな方向に行ってしまう、こういう結果が、芽が出ておるわけですから、こういうことのないようにやっていただきたいと思うのです。

入学試験の問題について大臣にお聞きしたいのですが、今度の大学入学試験というのはやはり入れる方が、大学側が、受験生がたぐさおるわけだから、どうやってこれを切り捨てるか、定員外は切り捨てるかという、切り捨てるための入学試験というぐあいになつていっているような気がいたします。

例えば、試験を受ける高校生とか、あるいは高校側とか、そういう側の立場というのは余り尊重されていない。試験を施す大学側の切り捨てになつていて、こういう点はやはりきちんと検討を加えて改めなければいけないんじゃないか。実際にこの試験を、猫の目受験とかかわつてきて高校生が言っているのです。高校二年のときに三年で受けるときの大学入試のやり方が変わったわけですから、二年のときに変わったから非常に不安だつた、こういうことを受験生はみんな言っているわけだ。

例えば、高校の生徒で言うならば、少なくとも自分が高校に入ったとき、三年後の大学の受験というのはいくつかの試験の方法であるんだということが決まっておらなければ、それは生徒は不安です。高校の三年のうちの二年生ぐらいで大学入試のやり方が変わった、これはもう生徒側にとつたら本当に不安でたまらない、こういう感じが

あったわけでございますから、少なくとも採る側の切り捨て論理はなしに、受ける側の、受験生、高校側の意向というものを尊重して、やはり入試というのは考えなければいけないんじゃないか、こういうふうにも思ふのですけれども、大臣、どうですか。

○保利国務大臣 御答弁の前に、先ほど御質問をいただきました点でございますが、大学入試の問題で大変地獄があるというお話でございました。私もといたしましては、定員増には一生懸命努めておりますことをひとつ御理解をいただきたいと思ひます。

それから、ただいまの点でございますが、確かに私が受験生であれば、そういう選抜方法が変わるということになれば、私自身も文句を言うだろうと思ひます。しかし、事情がございまして、共通一次からいへば大学入試センター試験といふものに切りかえさせていたわけでございますが、その切りかえ時点ですういふ問題は避け得ないわけでございます。このところは混乱があれは本当に申しわけなかったことだと思つておりますが、これから先、大学入試センター試験の基本をすぐにまた変えるというふうな、いわゆる猫の目と言われているようなことは私もこれは避けなければならぬことだ、こういうふうにも思つておるわけでございます。改善する、マイナーチェンジと申しますか、細かい点でいろいろと改良を加えることは随時やっていかなければなりません。基本線を変えてしまふということについては、私は、私はいかかなものかと思つております。

同時にまた、大学の入学試験というのは、大学がどういふ生徒を欲するかということでの選抜をするための試験でもあるわけでございますから、一つはやはり大学の中の問題でもあるかと思ひます。そういう意味で、長期的には大学審議会の中でどうするかということについて御審議をいただくべきことかと思つておりますけれども、当分の間、これは大学入試センター試験の骨子を変えないで、そして受験生の皆様方に御不安をお

与えしないように努力をしていかなければならない、こういうふうにも考えております。

○馬場委員 共通一次と今度の新テスト、基本的には変わらないという答弁をさつきからなさつておるわけですが、高校二年生が来年度受けるときに変わったわけですから、生徒は不安だと言つておるのですから、少なくとも私が言つたように一年に入つたときに三年のときはこうだ、このぐらひはこれをちゃんと三年間ぐらひの余裕を置いてやつてもいいわけですからね。中曽根さんが共通一次試験を嫌つておつたとか、臨教審が答申をしたから慌ててやらなければいかぬとか、生徒の側とかそういうことを全然考えなくて、政治的な立場でやつたんだ、だから猫の目でこういうぐあいに受ける生を苦しめたのだ、こう言われても、本質的に変わらなかつたなら、何でいじめることだけするの。

実際、複数受験といつても、もう機会が結果としては少なくなつておるのですから、その本質は十二分に發揮されていなければいけません。そういう点については、ぜひ大臣、少なくとも生徒側に立つて言へば、一年生のときには三年のときの試験はこうだとはつきりわかつておるような、途中で変えるようなことはやはりやらないという原則は確立していかなければいかぬと私は思ふのです。けれども、その部分に限つてはどうですか。

○保利国務大臣 細かい点は別といたしまして、基本的には現在の大学入試センター試験が定着していくように私たちも努力をいたしますので、現在の高校在学中の皆さん方がまた今度変わった試験を受けなければならぬというふうなことはならないように私も努力をいたします。

○馬場委員 次に、もうこれは文部省も新聞に出たから御承知と思ひますけれども、大学入試センター試験のデータが、これは一月十三、十四日に入試センター試験が行われて、五月二日にその試験のデータを公表したわけですね。これは共通一次のときから絶対に公表するまでは漏らしてはならない、いまだかつて一回も外に漏れたことは

ないのです、公表するまで。ところが、今度二月ごろ、五月二日に公表したのですけれども、二月ごろ河合塾が「九〇年度入試センター試験教科・科目別平均点」という資料を皆流していますよね。こういうことは今まで私は聞いたことがないわけでございます。

そういう点は本当に大学入試センターの試験というのが、リクルート問題でいろいろなことが受験産業と文部省あるいは大学との関係で問題になりましたが、そういうのを思い出さうな出来事でございます。だから、このようにどうして漏れたのかということ、これは調査なさったわけですか。これは、河合塾の人はどうやって資料を手にしたということは、営業の人が手に入れたんだから調べてみればすぐわかる、こういうことを新聞紙上で発表しておるわけでございますが、いずれにしてもこの事件というのは入試センター試験に対する信用を失墜しておるわけでございます。そういう関係で、事実関係を調べて、文部省は信用を回復するためにどうけじめをつけようとしているのか、お聞かせください。

○坂元政府委員 入試センター試験に係る全体の平均点、最高点、最低点、標準偏差等の統計数値につきましては、本年一月三十一日以降それぞれの受験生の出席大学、国公立大学、私立も含めまして百四十八の大学に個人別成績と一緒に提供されてきております。

その際、これらの全体の平均点等の統計数値の一般への公表は、これが直ちにいわゆる輪切りや大学の序列化等に予備校に利用されないよう平成二年度の入学選抜が終了するのを待って行うことにしておりますので、その点は十分御留意くださいというところで、かなり早い時期にこの大学入試センター試験に参加した国公私立大学に平均点、最高点、最低点、標準偏差等を送っているわけでございます。

これは、実は共通一次試験までの段階では、試験を終わってからしばらく、要するに大学に発送するのと同じくらいに入試センターは一般に新聞

紙上等に公表いたしておりました。発表の時期が非常に早かったわけでございます。したがって、その期間が長くなかったものですから漏れるとか漏れないとかという問題が生じなかったわけですが、この入試センター試験に切りかえるときを機会に、あらかじめ偏差値等を発表いたしますと、それで予備校が統計を大量処理いたしますと、君の点数なら大体この辺に行けるというような序列化に基づいた進路指導をされるということもあって、むしろ遅い方がいいのではないかとということで平成二年度の大学入試センター試験からは遅く発表しようということにしたわけでございます。

ところが、先生御指摘の新聞報道によりまして、二月下旬の時点で既にある予備校が一部の数値を手に入れた模様であります。これは全部の数値ではなくて、何力所か抜けているところもございました。これらの統計数値については、今御説明しましたとおり非常に多くの関係者が知り得る立場にあったわけでありまして、その流出経路等について確認することができなかった、大学入試センターで努力しましたけれども確認することができなかったわけでございます。このようなことは、今先生が御指摘のとおり、大学入試センター試験そのものに対する信頼性を損なうということにもなりかねず、私ども大変遺憾であるというふうに考えております。

今回の事態を踏まえまして、大学入試センターにおきましては、これら全体の平均点等の統計数値の公表時期につきましては国公私立大学の関係者、それから高等学校の関係者からも意見を聴取いたしました。その結果、各利用大学において相当の期間にわたり未発表資料として取り扱うことは精神的にもかなり負担であるということ、それから大学入試センター試験の利用方法、利用科目や教科なども、各大学が実施する個別学力試験の内容・方法等についてもかなりいろいろな組み合わせがございますので、仮に従来と同じような形で早く発表してもそう単純に偏差値による輪切り、進路指導がしにくいだらうというようなことを

を考慮いたしました。公表時期を見直す、もうちょっと早めるということを入試センター内部で決定をしたところでございます。いずれにいたしましても、こういうような事態を生じたことは信頼性を損なうということで私ども大変遺憾なことであると思っております。

○馬場委員 これを厳密にやってもらわないと、本当に入試センターの試験の信用を失墜しております。これはもう志望大学に生徒が志願票を出した後だったから問題ないのだと言ふ人もありますが、けれども、こういうことを考えてみますと、志望大学に出す前にデータが漏れたのじゃないかという疑いさえ持っている人も多いわけですから、今後絶対こういうことが起こらぬようにひとつ指導していただきたいと思ひます。

次に、先ほども出しましたが、大学の不合格者の問題について質問をいたしたいと思ひます。

平成二年の大学の出願者は百十五万人でございますが、正確な数字はまだまとまっていないのですが、昨年、平成元年は四十万人程度不合格者がおった。この平成二年は、さつき四十二、三万と言われましたが、私どもいろいろ聞いてみますと、四十四万人ぐらい不合格者がおるのじゃないかという推計をする人もおります。そういう四十余万人不合格、その中で三十二万か三十三万の人は浪人をして来年を期するということになるのではないかと、こういうぐあいに予想もできるわけでございます。ちなみに昭和六十年、志願者が八十五万人で不合格者が二十六万人でした。浪人は二十二万人ぐらいいました。ことしの入学者比率は六二％ですが、五年前は六九％。入学者比率がだんだん下がってきておるのはもう御承知のとおりでございます。

大臣、これは大学に進みたいと思う若者が毎年四十万以上も不合格者だ、そういう中で三十万以上の人が浪人をする、こういうことは、教育界はもう承知ですけれども、もう社会的に見て大問題じゃないかと私は思うのですが、これについてはどうでしょう。どう思われますか。

○保利国務大臣 高等教育に対する希望が非常に強くなってまいりました。今先生も御引用なさいましたけれども、御承知のように昭和六十年年度の志願者数が八十五万でありましたが、平成元年年度では百十万ということになって急激にこへ来てふえております。それは、一つは、高等教育を受けなければならぬ、そういう志願率の向上とともに、やはり十八歳の人口もふえてきたということもあらうかと思ひます。そこで四十万人の人々が不合格となつてしまつた。この数字も昭和六十年には、先生も御引用になりましたが、二十六万人程度であつたということでございます。大変大きな数でございますので、私もこれは大変な問題だなという認識は持つております。

ただ、先々の傾向をずっと見てみますと、先生も御承知のように、十八歳以上の人口が平成四年をピークにしてそれから以降は急激に減少していくということもございまして、それを受けてこれを推定いたしてみますと、平成五年以降は不合格者の数はだんだん減ってくるのではないかな、このように思つております。

片や大学の定員の増加につきましても、これは着実に増加をさせていくように努力をいたしておるわけでございますから、大体平成三年ぐらいいが不合格者数のピークになりまして、数が四十四万になります。それから四十五万になります。それから減っていきます。その辺が頭打ちで、その先は大分減ってくるというふうには私自身は見えております。そのところを長期的な視点もとらえながら、なおかつ現在四十万人も進学ができない、実はこの四十万人のうち恐らく数万人の方は専修学校等においてになつていらつしやると思ひますけれども、大変重要な問題だという認識を持ち、そして私どもとしてできることは大学の定員枠をふやすような処置を着実にとつていくということではなからうかと思つております。

○馬場委員 今大臣のお話を聞いておりますと、今ふえておる、将来減る、減ることを考えると、なかなかふやすことはそう簡単にはできないんだ、

やらないんだというぐあいには聞かえたくないので、これは後で反論があれば言うつもりです。教育というのは機会均等ですからね。例えば今あなただ方はベビーブームのときに生まれたから運が悪かったんだ、あきらめなさい、こういう考え方に通じてくるわけです。少なくとも教育の機会均等というのは、たくさん子供が生まれたときも、あるいは減ったときも、行政する者はやはり基本的に教育の機会均等というのを、生まれたときおまえは運が悪かったんだというような形で考えてはいけないと思うのです。

私はこの問題については、この委員会でも、十八歳人口急増の高等教育対策というのを昭和六十一年から平成四年まで立てたときにも、入学者の志願率の伸びというのが入っていないんじゃないか、ただ十八歳人口だけで考えているんじゃないか、やはり社会の事情もあって、生徒の希望もあり親の希望もあって入学率というのはいふえんだ、こういう志願率の増加という予測をしなさい、そういう追加もやったことがありません。そうしたら、考え方ももちろん国立もふやしましたけれども、基本的には臨時定員増で、私立大学の増しで何とか過ごせるんじゃないだろうかというふうな安易な気持ちもなかったんじゃないかというふうな気がしておるわけでございます。

そこで、その経過について数字を言えはいいのですが、時間がございませんでそこは申し上げませんが、この間、私立大学については文部省が臨時定員増、これは今定員の三割くらいまでは臨時の定員増を認めておったのを、今度は二倍まで認める、そういうことを先般各私立大学に通知をなさいました。この通知を見たときに、私は思いましたよ。あの急増対策そのものを基本的に見直さなければいかぬなということに基づ本的に考えながら、何か私立大学にだけ呼びかけておるんじゃないか、国立はどうかするんだ、こういうことを思いました。

と国公立でも平成三年、四年、この二年間に恒常的な定員増をするということを文部省は検討しておるという報道がなされておるわけでございます。もちろん、だから私立だけじゃないしに国立とともに、この志願率が高まるのに対して、急増に対する対策を前の対策の上に積み重ねなければならぬと思うのですが、具体的に聞きますと、私立に對して臨時定員増を倍認めるというので何人救われるのか。今国立で、来年、三年と四年で恒常的な定員をふやすと検討されておると報道されておりますが、これで何人くらいを救おうと思つて今検討しておるのか、この数字を言つてくださいます。

○保利国務大臣 定員の増加につきましては政府委員から御答弁をさせていただきますが、ただ一言だけ、お言葉を返すわけではございませんが、生まれたときが悪かったという気持ちは私も一切持つておりませんので、そのことだけは御理解をいただきたいと思つておるわけでございます。

○坂元政府委員 私学の臨時定員をどのくらい見込んでおられるのかという御質問でございますが、私もとしましては、これは申請主義に基づいておるものでございまして、なかなかこのくらいだというふうには断言できないところを御理解をいただきたいと思います。けれども、申請事務を扱つておる事務方のところにはかなり相談に来ておりますので、臨時定員増というのには相当の数、一万人を超えるような申請があるのではないかと、このように期待をいたしております。それ以外に恒常的な定員増も、あるいは恒常的な定員増のほかに、短期大学を創設したい、あるいは大学を新たに創設したいという申請も幾つかございまして、全体としてどのくらいかといふには、いかんと思つております。

それから国立大学の問題でございますが、けさの読売新聞で二年間で五千人という数字が出ておりますが、先ほども米沢先生の御質問にもお答えしましたとおり、私どもは今の段階では予算額の

方の概算要求の枠も決まつておりませんし、それから総務庁から示されます定員要求の人員のシリング、要求枠についても示されておられませんので、今の段階でこれだけの要求をする、したがつて二年間で五千人だ、来年度は二千五百人だといふような数字は今のところ持つてはおりません。ただ私どもとしましては、与えられた条件の中で最大限の恒常的な定員増をする努力をしたいといふふうに今のところ考えております。

○馬場委員 数字は言つてもらいたいのですけれども、なかなかおっしゃいませんけれども、これは百十五万人出願者があつたわけですから、来年は百二十万人くらい出願者がふえないか、ことしよりも五万人くらい出願者がふえるのじゃないかという予想もあるわけで、このまゝいくと史上最高の大学入試の激戦になる、こう想定されるわけです。

今の話を聞きますと、私立大学の恒常定員、臨時定員、一万ともそれ以上とも言われましたが、国立で五千人という数字も新聞に出ておるわけでございますけれども、これは、ことしの入学者比率というの六二％でしたが、来年度のトータルだけでいいますと、入学者比率がことしよりも子供の側にとつてよくなるのかどうか、よく聞かれます。子供の側にとつてよくなるのかどうか、よく聞かれます。

○坂元政府委員 恐らく先生の入学者比率というのは合格率のことだと思つていますが、平成元年度の合格率は六三・八％でございます。それからちなみに進学率につきましては三六・三％でございます。それから平成二年の合格率については、本年度の数字がまだまつておりませんので、先ほど来のお答えしますとおりにまだ数字はつかんでおりません。

したがつて、ことしはどのくらいになるのか、ちよつと時間がかかりますが、来年どのくらいになるのかというのちよつと予想を立てにくいわけでございますが、もうごくごく大ざっぱで申し上げますと、来年は、ことしの数字がわからない

のですが、ことしよりも一万人か一万数千人くらい不合格者数が増加する可能性があるのじゃないかというふうな感じを持っております。

○馬場委員 大臣、今、ことしよりも不合格者が、ことし四十四万とすると来年の不合格者数は四十五万くらいになるんだというような予測ですね。そうすると、ベビーブームのときに生まれたおまえは運が悪かったんだということが結果としては出てくるんですね、対応しないから。教育の機会均等ということに抜本的な対応をしないから、そういう結果になるといふことは考えてもらつて、そういう結果を出さないように、文部省としても予算獲得その他についてもぜひ頑張つてもらいたいと思つてます。

先ほど大臣が減るときもあるからとおっしゃいました。今度は減るときは質問をしてみたいと思つてます。

これは先ほどから出ておりますが、結論から申し上げますと、言葉がきつたようですけれども、文部省の十八歳人口の急増対策というの失敗した、十分でなかったと私は考えておるわけでございます。今度の減るときにはこの教訓をぜひ生かさないければならぬ。ふえるときがまだ続くわけですからそれによつてまた減らなければならぬ。十分考えておいてもらいたい。

十八歳人口は一九九二年、平成四年が最高で二百五十万人になるわけでございますが、それからずつと減つてきて、二〇〇〇年には百五十一万人と予想され、それ以降も減り続けて、二〇〇六年には最高時の一九九二年の六五％ぐらゐまで下がると言われておるわけでございます。これに對する急減対策というの徹底的に考えていかなくてはならぬと思つてます。

今巷間言われており、大学の皆さんも心配しておりますのは、十八歳人口が減るときに各大学が限られたパイを奪ひ合つて学生を奪ひ合う。そうして、学生奪ひ合いに失敗した大学は倒産するという、共倒れをする、こういう危険性があるという

ことが今盛んに言われておるわけでございます。そこで文部大臣、十八歳人口が減るときに、この機をとらえて日本の高等教育というものの質を飛躍的に改善するという立場で急減対策を立てていただきたい。

具体的に幾つか申し上げますと、これはもう小中高でも言われておるわけですが、教員一人当たりの学生数を減らせば教育研究の条件が改善されることは当たり前ですから、こういうことをやってみよう。それから、奨学金をよく出せば進学率、志望率が上がってくるわけですから、ぜひ奨学金等で進学率、志望率を上げてもらいたい。それからもう一つは、生涯学習というのが言われておるわけですから、社会人の再教育を大学で行う。そうすると、そこにまた定員も出てくるわけでございます。それから、十万人と言われているけれども、この際、留学生を積極的に積極的に受け入れなければならないという問題。それから、これも先ほどから言いましたが、高等教育機関を大都市中心じゃなしに地域別配置を適正にやる。こういうことによつて受験生の希望をかなえることもなるし、急減対策にもなっていくわけでございます。それから、もちろん当然のことですが、私立大学に経常費の補助、これは確実に公的援助をふやしていかなければならない。

今幾つかの例を挙げましたが、生徒が減るときに高等教育の質をどう上げるか、こういうことを考えていただきたいということで、急減対策について、具体的なことでなしに基本的なことは、大臣、どうお考えでございますか。

○保利国務大臣 急減というの、私も本当に頭の痛い問題だなあと思っております。今は急増対策に手を打ちながら急減対策について考えなければならぬというところでございますが、ただいま先生から大変貴重な御提言をたくさんちょうだいいたしております。これは私も重要な御提言として受けとめさせていただきます、十分に検討させていただきます、このように思います。

○馬場委員 何か事務方で急減対策をもう検討な

さっておりますか。

○坂元政府委員 これも何回もお答え申し上げておりますが、急減対策と申しますか、急減時期に我が国の高等教育のあり方をどうするか、どう考えるか。先生が言うような意味での質の改善、それから量的な意味では、急減期であっても地域的な配置状況から見て不十分な地方はどうやって充実していくかというような問題を含めまして、現在、大学審議会の中に高等教育計画部会を設けて検討しているところでございます。

アメリカが、一九七〇年から八〇年までですが、我が国より早く十八歳人口の急減期が来たわけでございます。その前にアメリカもどうとう大学の冬の時代が来るというようなことが言われておったわけですが、アメリカは大学人がその危機感を持ってそれぞれの大学の個性化、特色化に努めたということ、あるいは先生の御提言の一つにありました社会人の受け入れを積極的にやつたというようなこともございまして、結果として八〇年を過ぎた後につぶれた大学が何千のうち何十かございまして、結局それは個性化、活性化等の努力をしない、つぶれるべくしてつぶれた大学だと言われているんですが、我が国もぜひいろいろな努力を重ねまして、質の充実とあわせて私立大学が何とか、生き延びると言うのも恐縮な表現でございまして、そのまますと経営できるようなことも頭に描きながら高等教育計画を検討していかなければいけないなあというふうに考えております。

○馬場委員 今アメリカの例が出ましたけれども、私が聞いておりますのは、個人に奨学金などで補助をするということで進学率をずっとふやして、そして学生がたくさん来るようにした。こういうことを急減対策の一番重点施策としてアメリカはとつたんだ。だから、今言われたように特別混乱が起らないという面もあった、こう聞いてるわけでございます。やはり個人に対する奨学金などの公的補助で進学率を高めるといふのも急減対策の非常な基本ではないか。そういうアメリカ

カのいい部分は参考にしなければならぬと私も主張しておきたいと思っております。

次に、話題を変えますけれども、今まで私は入学試験のことを中心にして話をしたのですが、入学試験で受験競争に勝つて、ようやく試験地獄から抜け出して大学に入学してみると、待ち構えておるのは何か。それは教育費地獄です。また教育費地獄という道を歩かなければならぬ、苦しまなければならぬ。だから、今こういうことがよく言われております。大学で勉強するためには学生の学力の偏差値にプラスして親の所得の偏差値を追加しなければならぬ。こういう深刻な状況になってきておる。

ちなみに、もう既に御承知と思いますが、受検から入学までの費用、これは東京の私立大学教組の調べですけれども、私立大学を受験するための費用が自宅から受験に行った場合二十六万七千円、去年よりも一〇％アップしておる。自宅外から受験した場合に三十六万一千円、去年よりも八・二％アップしておる。自宅外の人が入学時に払うアパートとか家を借りる、これが大体四十八万二千円ぐらいその費用が要る。初年度の校納金というのが百五万九千円ぐらい。合計で、自宅から試験を受けて入学すると百三十万ぐらい要る。自宅外から試験を受けて入学すると百九十万円ぐらい要る。こういうアンケートの調査の結果が出ておるわけでございます。

ところが、今の生徒は受験をもう何回もするわけですから、何校もやるわけですから、何校も受けるたびにそういうことがつづけていくわけでございます。まして、大体一回受ける、一校受ける人は、推薦入学の人と思えますけれども二四・五％ぐらいは少ない。一番多い人は、五校ぐらい受けるのが一三・七％とか、六回受けるとか、八回以上受ける人が一六・八％おる。これはやはりその都度費用が要るわけでございます。

また、今度は入学した、大学の学生生活になっていくわけでございますが、これは文部省の六十三年度の調べでも、皆さんが調べられたので、下

宿して大学に通わせる私立大学生、年間大体二百四万円ぐらい要る。国公立は百四十一万円ぐらい。大学四年間の学費を調べてみると、これは大学生協の調べですけれども、文科系が千百万円、理科系が千二百万円要る。まさに親の負担というのを見ますと、私立大学に出しますと大体平均十四万円ぐらい仕送りしている、年間百七十万円ぐらい。国立は年間百七十万円ぐらい。年収の約二〇％近くはそういう学費につき込んでおる。

特に、大学に出す子を持つ親というのは平均四十五歳から五十五歳ぐらいです。平均年収は五百六十万円ぐらい、大学に出す子供を持つ親の平均年収ですね。私立大学においては大体三〇％ぐらい学費に使う。そういったしますと、一般の家庭ではちょっと子供を大学に下宿して通わせるといふようなことはもうできない。計算によりまして、大体年収七百万円から八百万円ぐらいの収入がなければちょっと出せない、こういうことでござい

ます。大臣も九州ですけれども、先ほどから地域のことを言いますけれども、地域別に見ますと、ほとんど大学に出すときには親は借金をしたという数字も出ておりますが、北海道とか九州から大学に出す親はほとんど借金をして出しているという調査も出ております。そして、大体親全体で八八％ぐらいが教育費負担はもう地獄だと言っておる調査が出ております。北海道、九州は九二％の人がもうこれではたまらぬというふうな、教育費負担のことを地獄だ、こういうぐあいと言っているわけでございます。

こういうことを考えてみますと、大臣、毎年この教育費というのがどんどん上がっているわけですから、だから、この教育費地獄の解消ということにせぬ限り、教育費の父母負担を軽減せぬ限り、教育基本法の第三条にありますが教育の機会均等、すべての国民はひとしく能力に応じて教育を受ける機会を与えられなければならない、この教育基本法

の第三条はあつたわけですが、完全に経済

的な地位によって教育上今差別されておる、こういう状況が今、日本にあるわけですから、こういう点についてこの教育費の負担の軽減をするということについての大臣の所信を私は伺っておきたいと思ひます。

○保利国務大臣 現実のありさまについてのお話をいただきましたが、まさにそういうことが起こつておることはまさに残念でございますし、教育の機会の均等の立場からいへば幾らかでもそういうありさまを軽減をしていくことを考えていかなければならない、こういうふうに思ひます。

そこで、私どもとしてできることで今までやつてきておりますことは、いわゆる奨学金、育英奨学をやること並びに私学助成というようなことを今までやつてきておるわけでございます。育英につきましても、御承知のように約四十五万人ほどがこれを受けておりますが、これの充実に向けて今後とも努力をしていかなければならない、こういうふうに決意をいたしておるところでございます。

さらに私学の助成でございますが、これも現在が経常経費の大体一六％ぐらいになっておるかと思ひますが、これもパーセンテージで年々下がつてきた。しかし、予算のときに、これはマイナスシリリングの中で苦勞しながら平成二年度では前年に対して三十四億ふやしまして二千五百二十億円余を計上するなど、いろいろ努力をいたしておるところでございます。

しかし、教育の機会均等ということから考えますならば、引き続きこれは両方について努力をしていかなければならないと思ひますので、ぜひ先生方におかれましては御理解をいただき、御支援をいただきますように心からお願ひを申し上げたいと思ひます。

○馬場委員 日本ほど高等教育に金を出し流しておる国は私はないと言つても言い過ぎではないと思ひます。その中で今言われました私学助成、これは日本の大学の七三％から四％は私立大学です。ところが、国立、公立に対しては国が金を出

し流しておりますけれども、学生一人に対する国費の支出を見ますと、その少ない国立に出している金の何と十四分の一しか国から私立大学の生徒一人に対しては出してない。私学助成は全体の経常費の——この法律をつくるときに、国会のこの文教委員会でもあの法律の精神、そして国会の意思として経常経費の五〇％は補助しよう、そういうことになっておるのですけれども、私学全体の経常費に占める国の私学助成の比率というのは、先ほど大臣言われましたように一六％です。

しかし、昭和五十五年は経常費の二九・五％が国の私学助成であつたのです。それがだんだん八年間連続その比率は下がつてきておるのです。そして昭和五十年、私学振興助成法が決まりました、その比率は今が最低です。あの当時から比べて私学全体の経常費に対する私学助成の国の費用は最低の率に今成り下がつておるわけでございます。

だから問題は、やはり教育費の地獄をなくするためにこの責任で公費の支出をやらなければいかぬ、こういうことで具体的に言う、国立学校の特別会計への繰り入れというのをふやさなければいかぬわけですね。それから、生徒に対する直接の公費援助、いわゆる奨学金等をまだどんどんふやしていかなければならぬ。そしていま一つは、やはり低所得者の家庭の出身の子供には集中的に援助をして教育の機会均等というのを生かしていかなければならぬと思ひます。そしてもう一つは、やはり親に対して、教育費に対する税制というものを抜本的に考えて優遇しなければならぬ。

こういう点、やろうと思へばできるわけですから、こういう点についても、大臣、ぜひ抜本的に推進していただきたいと思ひますが、どうですか。

○保利国務大臣 諸般の経費につきましては、教育という非常に大事な問題でございますから、努力をしてこの確保には努めていかなければならぬと思つております。

特に、私学助成につきましては、マイナスシリ

リングをかけられておる中で、ほかから財源を持つてきてこれを埋めるといふようなやり方はもう限界に来ておるといふふうに思ひます。ほかの費目を犠牲にして私学助成をふやしていくといふようなことは私としてはまずいのではないかと思ひますので、今後そうしたことに付いて関係省庁ともよく連絡をとつて予算の確保に努めてまいりたい、こういう決意をいたしておるところであります。

○馬場委員 大学の入学試験がずっと過熱してくる、そうすると必ず高校の入学が過熱させられてきておる、それが小学校から進学塾等の塾通いが始まつてきておる。大学入試のところからぐうつとそういうことになってきておるわけでありまして、もう最近では高等学校の付近まで、家庭の所得格差で子供が受ける学校教育に差がはじめております。それは、たくさん裕福なところは塾通いをさせ、いろいろなところにやれるわけですから、私ども、そうでないところはそうならない。私は先ほど教育の機会均等と言ひましたけれども、大学だけじゃないのです。今教育費の問題で小中の段階でも教育の機会均等が崩れております。

これはもうゆゆしい問題だと思ひますし、例えば総理府の教育関係費動向調査等によりまして、教育費支出は、二十年前に比べて家計全体の消費支出が三・八倍伸びたのに、教育費支出は五・四倍伸びている。昭和四十五年、一九七〇年の一カ月当たりの教育費支出が四千四百五十二円だ。それが平成元年は二万二千四百十六円になっておる。そして、特に教育費の中で補習教育の費用が伸びているわけですね。この二十年間に十三倍以上補習教育費が伸びてきておるわけでござい

ます。文部省の六十二年度の保護者が支出した教育費調査によつてもそれは明らかに出てきておるわけでございます。

東海銀行が調べました子供の教育費調査によりますと、幼稚園から高校まで十四年間の学校教育費、公立だけで幼稚園、小中高に行けば百六十二万円、幼小中高、私立学校だけ行きますと九百十

四万円、格差は五・六倍になっておる。そして、子供一人にかかる教育費ですけれども、これは学校教育費、学校外教育費、おけいこことなかなやつておるわけでございしますが、幼稚園は公立で一万八千三百四十四円、私立は二万六千三百七十四円、小学校が公立で一カ月に二万六千四百、私立が六万八千四百六十七円、中学校が公立で三万一千三百六十三円、私立で七万一千五百一十二円、高校が公立で三万二千六百四十一円、私立が六万一千五百二十三円。そして中学校の三年生を調べてみますと、八八・八％が塾通いをやつておる、中学生の塾の平均の月謝が一万八千円だ、こういうような調査が出ておるわけでございまして、本

当に義務教育は無償だとなつておるわけであり、特に高校も今は進学率九四％ですから、もう準義務制と言つてもいいわけですね。これだけ多額の教育費を支出している、それが年々増加していつておる、この事実はやはり政治をする者、行政をする者、放置はできないのじやないかと思ひます。

私は、これをやろうと思へば解決できる。基本的に言う、憲法、教育基本法を忠実に守ろうという政治、行政が行へれば、教育の機会均等は守らなければならぬわけですから、すぐできる。そうしてこれだけの経済大国日本が、教育に使う金は政治姿勢によつてはあつたと思ひます。

例えば国の予算を見ますと、十年前、昭和五十五年一般会計の予算が四十二兆円でした。今六十六兆円です。二十四兆円ぐらひ伸びてますね。ところが教育予算はどうでしょう。昭和五十五年は四兆二千六百六十八億だったのです。ところが、今日はやがて四兆七千九百八十八億、五千億しか伸びていない。防衛予算を見てみますと、昭和五十五年が二兆二千三百二億、それが平成二年は、今出ておりますのは四兆一千五百九十三億、防衛費は二兆円ふやしているわけですよ。防衛を強化しようという政府の姿勢によれば、この十年間で二兆円もふやしているわけ

です。これは私どもがいつもここで言ひますように、

昭和五十五年以前は国の予算に対する教育費の予算は常に一〇%以上ありました。三十何年一〇%以上で続いていたわけですが、だから、今そのときに戻す、一〇%以上確保するという国の政治、行政、国全体のコンセンサスができれば、六兆六千億の教育予算になるわけです。今四兆七千億円で、二兆円ぐらい教育予算というのはいふえでくるわけです。防衛費は二兆円ふやしたので、ふやそうという政治の方針によって教育もそれをやろうと思えばできないことはないと思います。

そこで具体的に言いますと、予算の組み方ですね。先ほどシーリング、シーリングと言われまして、たけれども、やはり防衛費が伸びました。防衛費とODAの予算はシーリングの枠外だったでしょう。やはり大臣、教育予算はシーリングの枠外にして、そうして聖域として一〇%以上は常に確保しようというコンセンサスをつくり上げる。そういたしますと、二兆円以上の予算の増加になりますと、先ほど言った教育の機会均等もあらゆる問題も解決できるのです。それをぜひ文部大臣、先頭に立ってそういうことをやってもらいたいです。

少なくとも予算の今のようなかではふえないわけです。それはもう御存じのとおりです、我々も知っていますから。シーリングの別枠にして、防衛費とODAの予算を伸ばしたと同じように教育を伸ばそう、そして二十一世紀を文化国家につくり上げようじゃないか、教育費地獄とか受験戦争とか父母負担地獄をなくそうじゃないか、そういうことをやっていくべきじゃないか。大臣の決意を伺いたいと思うのです。

○保利国務大臣 文教予算の獲得につきましては、これはもう私も一生懸命に努力をして、先生御指摘のようないろいろなことを、実現できできないは別といたしましても努力をしてこの予算を獲得していくように、いろいろな考え方を組み合わせる中で関係省庁とも協議をして予算の獲得に努めてまいりたい、こう思っております。

○馬場委員 これはぜひ、若い大臣だし、本当にもうファイトもあると思う。とにかくこれは、国の方針にそういうことをつくり上げるといふことで全力を挙げてやっていただきたいと思っています。

そこで、予算の問題が出ましたので、これにかかりまして、文化国家、文化国家と大臣と私は最初からそういうやりとりをいたしましたが、この教育予算の中で、特に文化関係の予算というのはまた物すごく低いですよね。日本国憲法で、我が国は文化国家を目指すという基本方針が出ている。文化の日が始まってからもう四十年たっている。文化庁ができてから二十年たっている。そういう中で、日本の文化予算は本当に低い。

これはちょっと余談になりますが、この間、ある人がゴッホの「医師ガシェの肖像」というのを百二十四億円で落札したというのが新聞に載りました。同じ人がルノワールの「ムーラン・ド・ラ・ガレットにて」を百十九億円で落札した。ところが、私が調べてみましたら、国はこういう美術品を買う予算をどれだけ組んでおるかといふと、東京国立近代美術館、国立西洋美術館、京都国立近代美術館、国立国際美術館、この四つの美術館で美術品購入の予算は合計四億円で、文化庁全体の予算で四百億円でしよう。一人の経済人が百十九億と百二十四億で美術品を買っている。こういうことは国民の感情からいってもちよと、また経済摩擦というのがあります。文化摩擦というのがあるという状況では起るんじゃないかと私は思います。

そういう意味において、我が国の文部省予算の中に占める文化予算は〇・八%です。国家予算に占める予算比率というのは、〇・〇七%です。こんな経済大国日本、一億二千万の人口を抱える日本、それにこの予算、もう貧弱という以外にないわけです。諸外国との比較はもう常にされておるわけですが、大体日本と同じ文化行政機構のフランスの文化省の予算は二千億程度だと聞いております。国家予算に占める比率は

〇・八%。イタリア、イギリスの芸術文化振興予算は八百億円。アメリカは免税優遇措置によって民間の援助資金が三千億円、連邦政府も芸術文化活動に三百億円以上出している、こう言われておるわけです。

二十一世紀の日本を文化国家にしよう、こういう決意で最初議論いたしました。そうしたら、文部大臣もそう思っているわけですが、日本は今本当に、経済の力で外国に貢献するだけではないに、やはり文化の面でも世界に貢献していかなければならぬ、こういうふうに思います。

だから、文化予算の問題について私はここで申し上げておきたいと思っています。今言ったシーリングの問題ですね。少なくとも文化予算についてはシーリングの別枠にしたらどうか。それから、国家予算の二%ぐらいは文化予算を組むべきだ。それから、芸術舞台の公演に対する消費税もついているわけですから、この消費税を廃止すべきだ。また、芸術文化を豊かにつくり出すための税制優遇措置もほかの部分でも行うべきだ。それで、芸術の鑑賞機会についても、都会と田舎は大きな差があるわけですから、この地域間格差をなくせ。国立博物館とか美術館の鑑賞に金を取って見せているわけです。これは無償にすべきだ。文化についてこういうことを思う。これを克服して文化国家をつくり出さなければいかぬと思うのですが、大臣、どうですか。

○保利国務大臣 教育も文化もスポーツも学術もすべて大事だと思っております。すべての分野についてやはり予算の獲得に努力をしまいたいです。財政当局あるいは関係省庁はそれなりの立場があるかと思いますが、いろいろと御相談を申し上げる中で決めていかなければならぬことだと思っております。

現在は平成二年度の予算を御審議いただいているところですので、これから先のことにについて具体的に申し上げる段階ではないのですけれども、しかし全体の流れを見ましたときに、まさに文化国家を志向していくこの日本が文化予算

の充実を努めるということは私たちの責務だと思いますので、頑張りたいと思います。どうぞよろしくお願いをいたします。

○馬場委員 大臣、今まで文部大臣、何人の人ともここでこういう議論はしたのです。やはり大臣も一生懸命頑張って、教育予算はシーリングの別枠にする、そういうことで文部省としては大蔵省と話を、あるいは文化予算はシーリングの別枠にする、そういうことで話をしていく、こういうことで、ここまではつきりという決意で臨むというのを強い決意をして、実際にやられた。

ところがなかなか実現しなかったけれども、今例えば日米構造協議の中で、公共事業についてこれはもう今度シーリングの別枠にしなければいけません。アメリカから言われれば公共事業をシーリングの別枠にしようという動きが出てきておる。自分の、文化国家をつくる、さっき言った地獄、戦争をなくそう、そういうシーリングの別枠にして抜本的に教育予算や文化予算を伸ばす。大臣、そのことについてここで全力を尽くすということは言えないのですか。

○保利国務大臣 要求のさまざまな形態等につきましては省内でもよく協議をしまいたいたいと思っております。けれども、全体の予算の確保につきましては、先生方の御協力もいただきながら私たちが頑張っていきたい、こういうふうに思っております。

○馬場委員 きょうの新聞とか動きを見ますと、もういよいよ公共予算はシーリングというのもここで考え直そうと大蔵省初めみんな言っている時期でもあるわけですから、いい時期じゃないですか。ぜひひとつ全力を挙げてやっていただきたいと思います。

そこで、これは文化にかかりまして一つ、二つ申し上げておきたいのですが、私の熊本県の水俣に徳富蘇峰が八歳まで住んだ家、弟の蘆花が三歳まで過ごした木造の家が残っているのです。これは「蘇峰自伝」の中に徳富蘇峰はその家のことを書いております。蘆花も「死の蔭に」という本

の中にその家のことを書いてあるので、実は建設してから二百年ぐらいたっている木造の建築物なんです。この建築物を昭和四十七年に水保市が市の文化財にしたのです。だから現在も、これは寛政二年、一七九〇年につくった家と言われておりまして、二百年で老朽化してしまっています。解体して復元しなければもうだめになっちゃいます。こういうことで、徳富蘇峰、蘆花旧宅保存会というのでございまして、水保市議会に復元の請願書を出しまして、これは可決されております。

ところがここに問題がございまして、日本の建築基準法によりましてこの復元がちょっとできないんです。どういふことかという、国が指定した国宝や重要文化財は建築基準法に縛られずともそのまま復元できますけれども、市町村指定の文化財は大きな修理や改築に当たっては新築と同じように建築基準法が適用されるわけです。これは建築基準法どおりにしますと歴史的な建造物が文化財の価値を失ってしまふ。

例えば火災予防のために屋根を不燃物にしないとか、道路の中心線から何メートル離さないとか、土台はコンクリートにしないとかポルトメントにしないとか、こういう建築基準があるんです。そうしたら全然文化財の価値は失ってしまふし、言えは日本の建築基準法が文化財を破壊してしまつておる、こういうことが言えております。国が認めた文化財はそういう建築基準法は適用されない、県、市町村が認めた文化財はそれをされるわけで、国の方が上等と思つてゐるかも知りませんが、それでも、この五年間に八十棟のそういう旧家が県、市町村の文化財指定から国の文化財指定に格上げされてゐるのです。

そういたしますと、この徳富蘇峰とか蘆花の家だつて直ちに国の文化財に指定されるいわば候補者というふうな格好にもなつておるわけで、重要文化財の候補者とも言えるわけじゃないかと私は思いますが、こういうのが実は建築基準法で復元できないのです。これは大臣、ぜひそういうことは県指定も重要文化財と同じように復元について

建築基準法の適用を除外せよということを書部省からまず言つていただきたい。どうですか。

○保利国務大臣 徳富蘇峰、徳富蘆花、私も学生時代に随分いろいろと読ませていただきました。内容は忘れてしまいましたが、しかし、その大事なうちがそういう状態だということは今お話をよく承らせていただきました。具体的問題でございまして、政府委員から御答弁をいたさせます。

○鈴木説明員 今御指摘のように、国宝とか重要文化財につきましては建築基準法の適用除外になつておるわけでございます。地方公共団体指定の文化財につきましては、国宝のように文化的な価値が国レベルで定められていない、文化財の数も全国で国宝の四倍ぐらゐるというふうな何つてあります。また、密集市街地の中にあるものもあるわけでございまして、その利用形態、立地条件は非常に多種多様でございまして、そういうことで、これらすべてにつきまして全国で一律に除外するというのは、周辺の市街地への影響等からも問題があるのではないかと考えておるわけでございます。

ただ、今御指摘のように、地方公共団体指定の文化財の中にも当然将来的には国宝等に指定されるものもございまして、また、さきの新行革審におきまして、これらの文化財というのは非常に多種多様でございまして、その利用形態とかあるいは周辺地域の状況によりましてそのそれぞれの文化財にふさわしい修繕等が行えるように制度的な介入をしたらどうかという御指摘もございまして、建設省といたしましては、建築基準法の第三十八条で建設大臣の認定、こういうのがございまして、これを弾力的に運用するというところで対処してまいりたいと考えております。よろしくお願ひいたします。

○馬場委員 五年間で八十棟も県、市町村の指定の文化財が国の重要文化財とかに格上げになつてゐるのです。そうしますと、やはりその格上げになるのは国の基準で上げたわけですから、こ

う県、市町村の指定がその候補者ですよ。それがつぶれてしまつたらそういうこともありません、ぜひひとつこういう点は弾力的にも運営していただき、あるいは建築基準法を変えていただいてぜひ保存できるようにやっていたら、やはりこういう県とか市町村の指定の文化財は、その県とか市町村の財産ですよ。そういうことで、また心のふるさとみたいになつてゐるわけですから、ぜひやつていただきたいと思ひます。

時間が参りましたので、最後にこれは要望して終わりたいと思ひます。
私はきのうとおととい、岐阜県の益田郡小坂町というところに木曾ヒノキの調査に行つてまいりました。ところが、あそこ小坂町長というのは、岐阜県のカモシカ対策協議会の会長をしてもらつて、カモシカの被害が出ておるものですから、こういうお話がございました。

昭和五十四年、十年前に文化庁、環境庁、それから林野庁、三庁合意で天然記念物のカモシカの保護区を設けるという合意ができてゐるのです。ところが、まだこの保護区ができてゐないのです。そうしない、被害がいつぱい起きているわけですよ、だから保護区を早くつくつてくれというふうな陳情を受けました。

それから、カモシカの個体数調整といつてやはり何頭はこれを捕獲していいということになつてゐるわけでございまして、一頭捕獲するのに十万円ぐらゐかるというのです。そういう被害対策について国庫負担制度をつくつてくれとか、造林地に被害がいつぱい出ているわけですよ。そういうものの復旧に当たっては特別な財政措置をしてくれとこの人からも陳情を受けました。

これは文化庁の方にも言つて、各省庁と約束をしてゐるわけですから、皆さんの要望をお伝えするといふことできのう帰つてきたものですから、ぜひこれは十分検討していただきたい、こういう要望を申し上げまして、私の質問を終ります。

○船田委員長 これにて本案に対する質疑は終了

いたしました。

○船田委員長 この際、本案に対し、松田岩夫君から修正案が提出されております。提出者から趣旨の説明を求めます。松田岩夫君。

国立学校設置法の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○松田委員 ただいま議題となつております国立学校設置法の一部を改正する法律案に対する修正案について御説明申し上げます。

案文は既にお手元に配付されておりますので、朗読を省略させていただきます。
修正案の趣旨は、本法律案の施行期日、「平成二年四月一日」は既に経過しておりますので、これを「公布の日」から施行することとするものであります。

何とぞ委員各位の御賛成をお願いいたします。
○船田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

○船田委員長 これより原案及びこれに対する修正案を一括して討論に入ります。

討論の申し出がありますので、これを許します。山原健二郎君。

○山原委員 私は、日本共産党を代表して、本法

案について反対の態度を表明します。
東京工業大学の生命理工学部の設置、また茨城大学工業短期大学部及び山口大学工業短期大学部の廃止については賛成であります。

しかし、北陸先端科学技術大学院大学の創設については、質疑の中で申しましたように、寄附講

座の異常な開設の問題、支援財団の問題など、学校教育法第六十五条に言う「大学院は、學術の理論及び応用を教授研究し、その深奥をきわめて、文化の進展に寄与することを目的とする。」に反し、財界、とりわけ特定企業に奉仕する大学院設立を認めることになりかねないため反対でありますので、全体として本法案に反対の態度をとるものでございます。

以上で討論を終わります。

○船田委員長 これにて討論は終局いたしました。

○船田委員長 これより採決に入ります。

国立学校設置法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決いたします。

まず、松田岩夫君提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○船田委員長 起立多数。よって、本修正案は可決いたしました。

次に、ただいま可決いたしました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○船田委員長 起立多数。よって、本案は修正議決すべきものと決しました。

○船田委員長 ただいま議決いたしました法律案に対し、松田岩夫君外三名から、自由民主党、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議及び民社党の四党共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。吉田正雄君。

○吉田(正)委員 私は、提出者を代表いたしましたので、ただいまの法律案に対する附帯決議案につ

て御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

国立学校設置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府及び関係者は、次の事項について特段に配慮すべきである。

一 先端科学技術大学院大学については、その目的を達成するための教育研究組織及び施設・設備等の整備に努めること。

二 大学院大学等の新構想大学院の管理運営に当たっては、大学の理念を尊重し、その教育・研究の目的が十分に生かされるように努めること。

三 高等教育に対する新たな時代の要請に基づき、學術の振興、教育・研究体制の推進のため、既設の大学、大学院の教育・研究体制のより一層の充実を図るなど財政措置を含め必要な諸条件の整備に努めること。

四 大学院学生及び大学院博士課程修了者の現状にかんがみ、大学院学生について若手研究者としての処遇、位置付けについて検討を行うとともに、奨学金や日本學術振興会の特別研究員制度の拡充を図り、また、学位授与の円滑化を図るための積極的な施策を講ずること。

五 大学の学部等の改組、新設に当たっては、大学の意向や地域社会の要請を勘案するとともに、現在進行しつつある大学入学者の急増とその後の急減に適切に対応するための必要な諸条件の整備に努めること。

六 大学入学者選抜のあり方については、受験生の立場に配慮しつつ、一層の改善のために最大の努力をすること。

以上でございます。

その趣旨につきましては、本案の質疑応答を通じて明らかであると存じますので、案文の朗読をもつて趣旨説明にかえさせていただきます。

何とぞ御賛同くださいますようお願い申し上げます。

○船田委員長 これにて趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

本動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○船田委員長 起立多数。よって、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

この際、本附帯決議に対し、文部大臣から発言を求められておりますので、これを許します。保利文部大臣。

○保利国務大臣 ただいまの御決議につきましては、その御趣旨に十分留意をいたしまして対処してまいりたいと存じます。

○船田委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○船田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○船田委員長 次回は、公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後六時五十三分散会

国立学校設置法の一部を改正する法律案に対する修正案

国立学校設置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則第一項中「平成二年四月一日」を「公布の日」に、「同年十月一日」を「平成二年十月一日」に改める。